

第3次 Okinawa 沖縄県食育推進計画

～ 食育おきなわ うまんちゅ(万人)プラン ～



県民運動の推進



生産者との交流



家庭における食育



伝統的な食文化



地域における食育



職場における食育

食品の安全・安心



学校における食育



保育所における食育



平成30年3月

沖縄県



はじめに

沖縄県は、琉球王朝時代から、中国や東南アジア諸国と積極的に交流を行い、それらの国々の優れた技術や思想を取り入れながら独自の文化を育ててまいりました。

その一つとして、我々の先人が、知恵と工夫により作り上げてきたすばらしい食文化が挙げられます。

その食文化は、温暖で暮らしやすい気候と相まって、沖縄県民の健康・長寿を支えてきたと言われています。

しかしながら、食生活の欧米化などを背景として、県民の食生活が大きく変化する中で、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や、食の安全・安心への不安など、食をめぐる様々な課題が浮き彫りとなってまいりました。

このような中、生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となる「食育」の重要性が認識されるようになったことから、県では、平成 19 年 2 月に「第 1 次沖縄県食育推進計画」を、平成 25 年 3 月に「第 2 次沖縄県食育推進計画」を策定し、様々な取組を通じて、食育の理解促進に努めてまいりました。

食育は、「健康」、「食品の安全安心」、「食文化」、「地産地消」、「教育」等分野が多岐にわたり、様々な観点から、より一層その重要性が叫ばれるようになっております。

県においては、こうした背景を踏まえ、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画をはじめ、各種計画と連携してより一層の食育推進を図るため、この度、昨今の食をめぐる情勢の変化に対応した「第 3 次沖縄県食育推進計画」を策定したところであります。

県としましては、今後とも、関係行政機関や民間事業者、各種団体など、各方面の関係者の皆様と連携して県民運動としての食育を推進してまいりますので、引き続き、県民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

沖縄県知事 翁長 雄志





目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 基本的な考え方	4
5 推進体制	5
6 計画の進行管理	8
第2章 食育を取り巻く現状と課題	9
1 現状	10
2 第2次計画における目標・指標の達成状況	39
3 重点課題	42
第3章 施策の展開	45
1 家庭における食育の推進	47
2 学校、保育所等における食育の推進	52
3 地域、職域における食育の推進	59
4 生産者と消費者の交流促進等	69
5 食文化の普及・継承に向けた食育の推進	77
6 食品の安全・安心の確保	82
7 県民運動としての食育推進における普及啓発、協力体制の確立	87
参考資料	93
1 沖縄県食育推進本部設置規程	94
2 沖縄県食育推進協議会運営要綱	96
3 問い合わせ先一覧	98





第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画の期間

4 基本的な考え方

5 推進体制

6 計画の進行管理



1 計画策定の趣旨

平成 17 年に「食育基本法¹」が制定され、平成 18 年の「食育推進基本計画²」の策定を受け、本県では食育基本法第 17 条に基づき、平成 19 年 2 月に「沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅ(万人)プラン～」³、平成 25 年 3 月に「第 2 次沖縄県食育推進計画(以下「第 2 次計画」という。)を策定しました。

第 2 次計画は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間を対象とし、食育の推進に関する施策についての基本的な方針を示し、目標値を掲げ、様々な施策に取り組んできました。その結果、乳幼児の生活リズムの改善や食育への関心の高まり、また、ほぼ全ての学校や保育所で食育に関する計画が作成され、子どもの食育活動を継続的に進める状況が整うなど一定の成果が現れています。

しかしながら、朝食欠食率や野菜摂取量は第 2 次計画策定時と比較して改善が見られないなど、依然として生活習慣病³の予防及び改善につながる食生活の実践の面で課題が見受けられます。

また、核家族やひとり親世帯の増加による子どもの貧困や、ライフスタイルの多様化等を背景として、伝統的な食文化⁴が失われつつあることなど新たな課題があります。

食育を県民運動として推進していくためには、行政による取組とともに、関係団体、家庭、学校、保育所等の地域の力を活用した取組が必要となっています。地域の力の活用には、市町村を始め、食育に関わる地域の様々な立場の関係者が緊密な連携・協働を図るためのネットワークを地域単位で構築していくことが極めて重要です。このような状況を踏まえ、第 2 次計画に基づく各種取組や推進指標の達成度及び沖縄県食育推進協議会からの提言やパブリックコメント⁵による県民からの意見募集等をもとに、本県の特性を生かした食育を、総合的かつ計画的に一層推進するための新たな指針として、「第 3 次沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅ(万人)プラン～」(以下「本計画」という。)を策定しました。

¹ 国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 17 年 6 月に制定され、同年 7 月 15 日から施行されている。

² 食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、国が作成する計画を「食育推進基本計画」、都道府県が作成する計画を「都道府県食育推進計画」という。

³ 従来「成人病」と呼ばれてきた糖尿病、脳卒中、心筋梗塞、がん等の疾病の総称で、その多くが生活習慣を主な発症原因としていることから、「生活習慣病」と改称されたもの。

⁴ 地域の気候・風土によって育まれた食物や調理方法、作法等を固有のものとして伝承し築き上げてきた食文化。先人の教えや食に対する考え方、その食文化が育まれた歴史的な背景等を次世代に伝えていくことは、新たな価値を生み出す創造力として重要である。

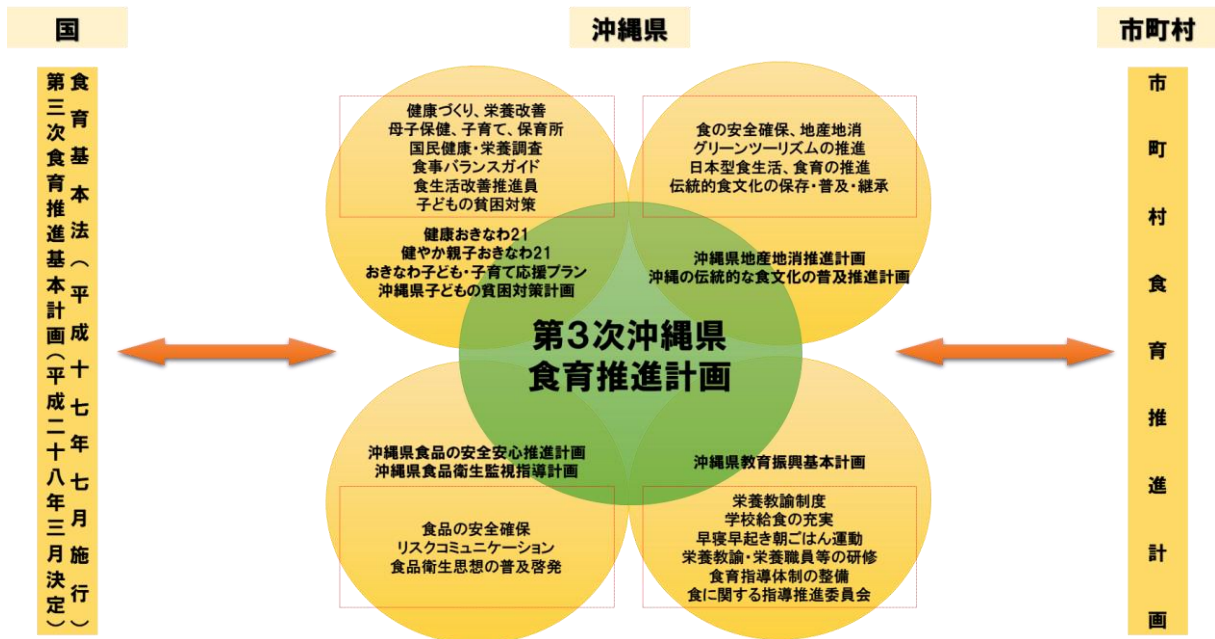
⁵ 行政機関が条例制定や計画策定を行う際に、広く県民からの意見や情報を募集し、寄せられた意見や情報を考慮して最終的な意思決定に反映させることを目的とした制度。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2次計画に引き続き食育基本法(平成 17 年7月 15 日施行)第 17 条で規定する都道府県食育推進計画²⁾に位置づけます。

本県の食育に関する各種関連計画との連携を図り、地域の特性に応じた食育の取組が推進されるための計画とします。(図1)

図1 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間とします。

4 基本的な考え方

「食育基本法」の中で、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられており、また、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであるとされています。

本県が進める食育は、県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、県民一人ひとりが食の大切さを理解し、食に関する知識と選択力を習得し、健全な食生活を実践することができるような施策を策定するとともに、国、県、市町村、ボランティア団体、県民がそれぞれの役割を十分認識しながら連携して、県民運動としての食育の推進を目指しています。

本県の食育の推進に関する施策の策定及び実施に際しては、国の第3次食育推進基本計画に示された、①国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、②食に関する感謝の念と理解、③食育推進運動の展開、④子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割、⑤食に関する体験活動と食育推進活動の実践、⑥我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、⑦食品の安全性の確保等における食育の役割、といった基本的な方針が反映されるようにします。(図2)

図2 施策策定の基本となる事項



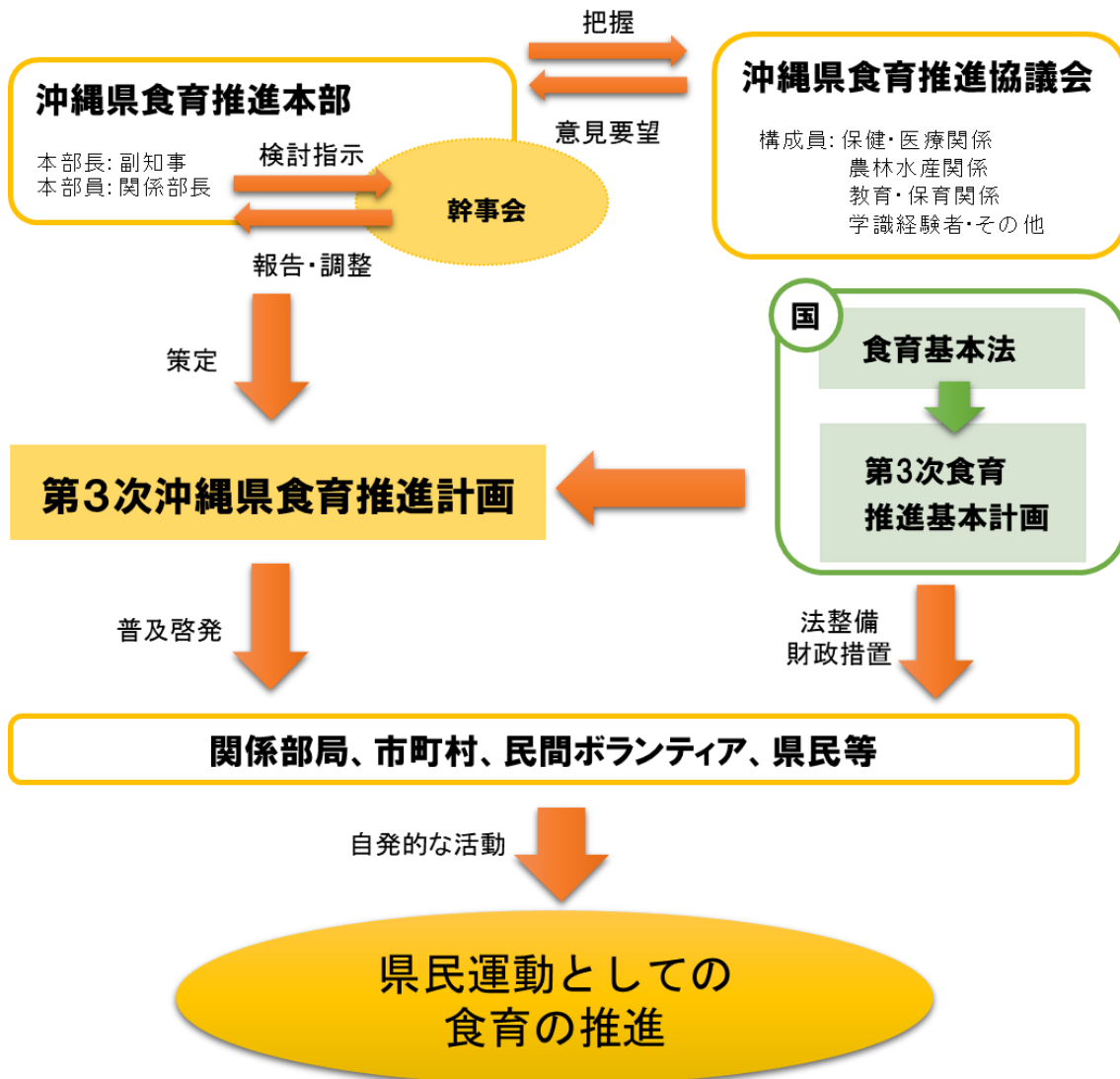
5 推進体制

食育の推進は、県民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解し、自発的に実践できるようにするとともに、県民や民間団体等の参加と連携・協力のもとに展開されるべきものです。

(1) 県における推進体制

県としては「沖縄県食育推進本部」及び「沖縄県食育推進協議会」を設置し、広く県民や関係者の意見を聴取し、計画策定に反映させるとともに効果的な施策の推進に努めています。(図3)

図3 計画の推進体制





(2)関係者に求められる役割

①県民

食育を県民運動として推進し、効果を挙げるため、県民一人ひとりが「食」について意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野で、生涯にわたり心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが求められます。

さらに、県民の食生活が、自然の恩恵や先人が知恵と工夫により作り上げてきた伝統的な食文化の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、理解することが求められています。

②県

県は、食育の推進に関し、広く県民に対して、食育計推進計画の普及啓発に努め、国や市町村、学校、保育所、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア団体等との連携・協働の下、本県の特性を生かした施策を策定、実施し、食育を推進します。

③教育・保育等関係者

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所等には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。

学校においては、給食の時間はもとより、各教科等の時間や総合的な学習の時間、農林漁業体験の機会の提供等を通じて、積極的に食育の推進に努めることが求められています。


④食品関連事業者等

食の外部化⁶が進展している中で、食品産業が県民の食生活に果たす役割は大きくなっていきます。このため食品関連事業者等を中心に「地域の産物、旬の素材を利用した料理や食品の提供」、「伝統的な食文化を継承した料理や食品の提供」、「減塩、低脂肪の料理や食品の提供」、「容器等を工夫して量の選択ができるような料理や食品の提供」、「食品ロス削減につながる取組」、「エネルギー、栄養素等の情報の提供」、「栄養バランスのよい料理や食品の提供」、「様々な人達が楽しく安心して交流できる場づくりや体験・見学等の機会の提供」等を推進することが求められています。

こうした活動を食品関連事業者等が自発的に行うことは、県民の健全な食生活や、県民運動としての食育の推進を進めるにあたって、大変重要な役割を占めています。

子どもからお年寄りまで、あらゆる世代、様々な立場の県民がいつでもどこでも自分に合った形

⁶ 近年、家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存する状況が見られ、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品や惣菜、弁当といった「中食(なかしょく)」の提供や市場の開拓が進んでいる。こういった動向の総称。なお、「中食」とは、家庭外で調理された食品を持ち帰り、家庭で食べる食事形態のこと。家庭内で調理して食べる「内食」、家庭外で調理されたものを家庭外で食事する「外食」の中間にあるとして「中食」と呼ばれるようになった。宅配ピザや出前等も中食に含まれる。



で食育に取り組む社会の構築に向け、食品関連事業者等の活動が期待されています。

⑤農林漁業者等

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、県民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることなどに関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者等は、学校、保育所等の教育関係者を始めとした食育を推進する関係者等と連携し、幅広い世代に対して農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供することが求められます。

⑥職場(事業者)

本県の20歳～64歳の年齢調整死亡率が全国より高い水準にあるなど、働き盛りの世代の健康状態が課題となっていることもあり、働き盛りの世代が一日の大半を過ごす職場において、食育が推進される必要があります。事業者は従業員が仕事と家庭を両立し、将来にわたって健康の維持増進ができるよう、事業所健診後の保健指導・栄養指導の実施や栄養、食生活等に関する情報提供がなされるよう努めることが求められています。

⑦市町村

食育を県民運動として推進していくためには、県内各地において、その取組が推進される必要があり、食育基本法において、市町村は、食育推進計画を作成するよう努めることとされています。このため、市町村は、食育推進計画を作成し、県や関係機関・団体等と連携・協力した取組を推進することが求められます。

また、食育推進計画を既に作成・実施している市町村は、その効果的な実施に資するよう、食育推進計画の見直し状況等の把握に努めることが求められます。



6 計画の進行管理

(1)進捗状況の把握

計画の進捗状況を客観的に把握するため、施策ごとに設定した目標(指標)について、毎年度実施状況を把握します。

(2)進行管理の方法

把握した目標(指標)の実績について、沖縄県食育推進協議会に報告し、意見要望を求め、食育推進本部において分析・評価して計画の進行管理を行います。

(3)計画の変更・見直し

社会情勢の変化等によって、計画の変更や見直しが必要になった場合には県民等の意見を把握しながら、適切に見直しを行います。



第2章 食育を取り巻く現状と課題

- 1 現状
- 2 第2次計画における目標・指標の達成状況
- 3 重点課題

1 現状

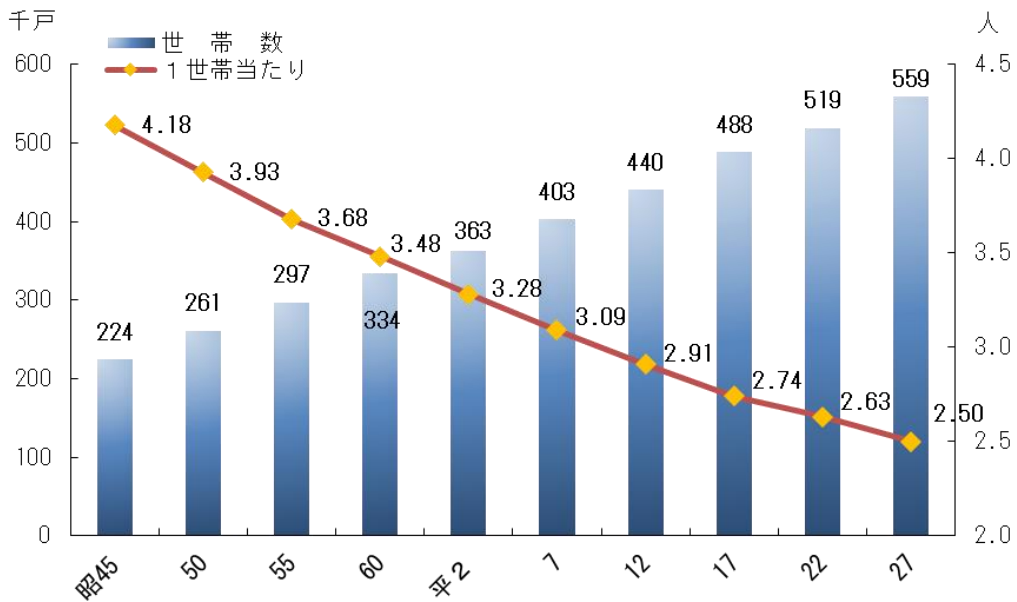
(1) 社会情勢の変化

① 家族形態の状況

本県の人口は、昭和25年以降一貫して増加基調にあるものの、人口の伸びは昭和55年以降鈍化してきています。

このような中で、世帯数が増加するとともに、1世帯当たり的人员数の減少が続いており、以前より食文化の継承等が困難な状況がうかがわれます。(図4)

図4 世帯数及び1世帯当たり人員の推移(沖縄県)

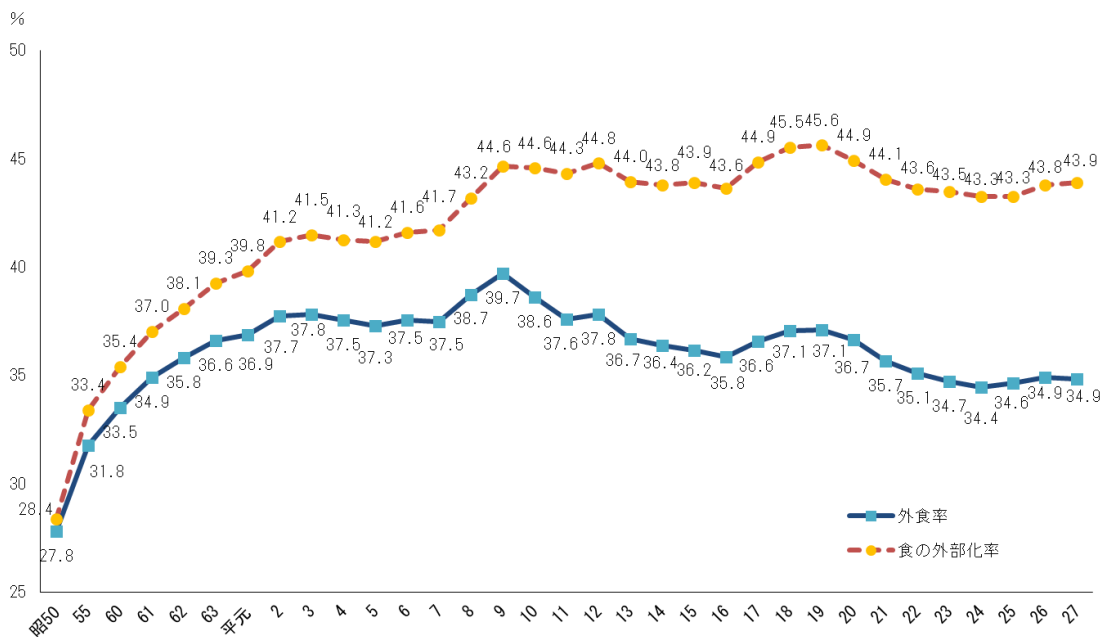


出典:平成27年度 国勢調査

② 外食率と食の外部化率の推移

近年の社会経済構造の変化に伴う国民のライフスタイルの変化を背景に、従来は家の中で行われてきた調理や食事を家の外に依存する、いわゆる食の外部化率が全国的に高い状況のまま推移しています。外食率と食の外部化率との間に開きが見られ、食品を購入して家庭で消費する中食が増加している状況がうかがわれます。(図5)

図5 外食率と食の外部化率の推移(全国)



出典:公益社団法人 食の安全・安心財団統計資料

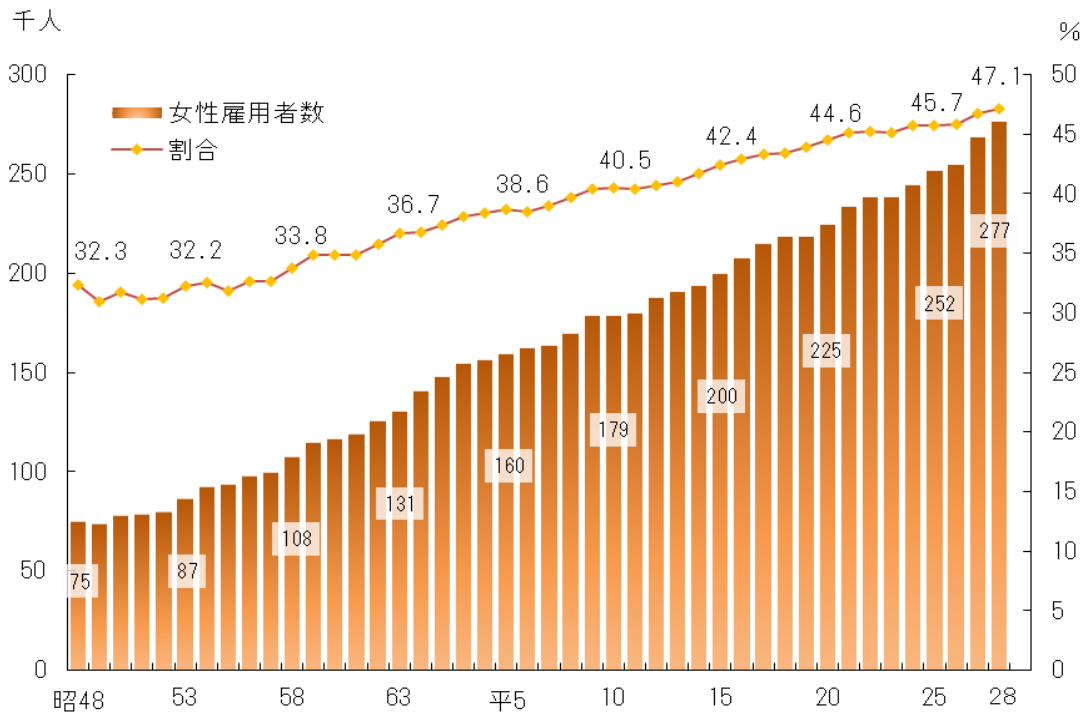
③女性の就業の状況

本県の平成28年の女性雇用者数は、277,000人となり、昭和48年の75,000人から、約3.5倍に増加しています。雇用者全体に占める割合では32.3%から47.1%に増加しています。(図6)

また、夫婦のいる一般世帯数に占める夫婦ともに就業者の世帯も増加が見られます。

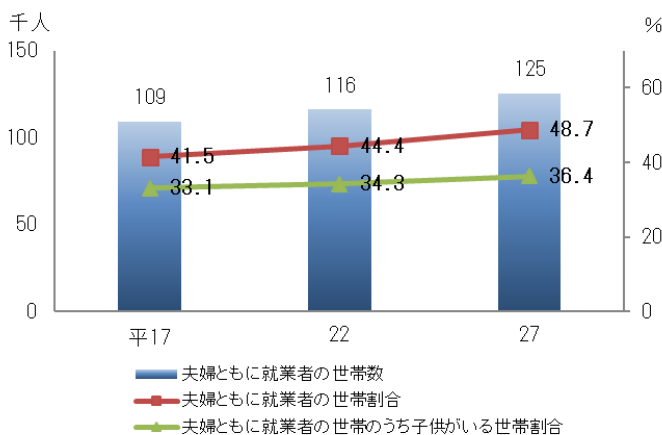
女性の社会進出や共働き世帯の増加に伴い、調理や食事を家の外に依存する食の外部化が進展し、簡便化が高まっているものと考えられます。(図7)

図6 女性雇用者数と雇用者に占める女性の割合の推移(沖縄県)



出典:労働力調査

図7 夫婦ともに就業者の世帯数と夫婦のいる一般世帯数に占める就業者の世帯割合(沖縄県)



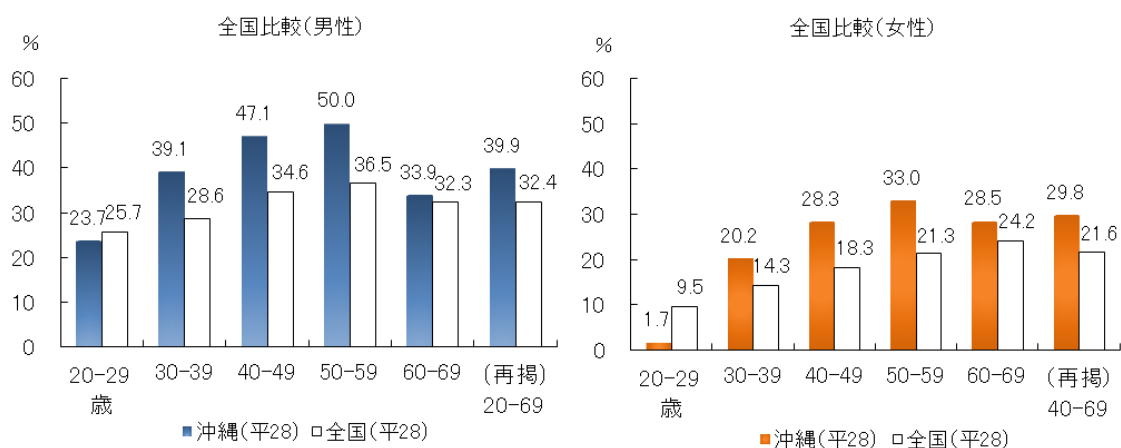
出典:国勢調査

(2)生活習慣病の増加

①肥満の状況

本県の肥満者(BMI25 以上)の割合は男女ともに全国平均を大きく上回っています。男性の肥満者の割合は 20 歳代では約2割と全国とほぼ変わりませんが、30 歳代では約4割となり、その後各年代層を通して全国より高い割合となっています。女性の肥満者の割合は40 歳代で約3割となり、50 歳代で最も高い割合となっています。(図8)

図8 肥満者(BMI25 以上)の割合(20～69 歳)

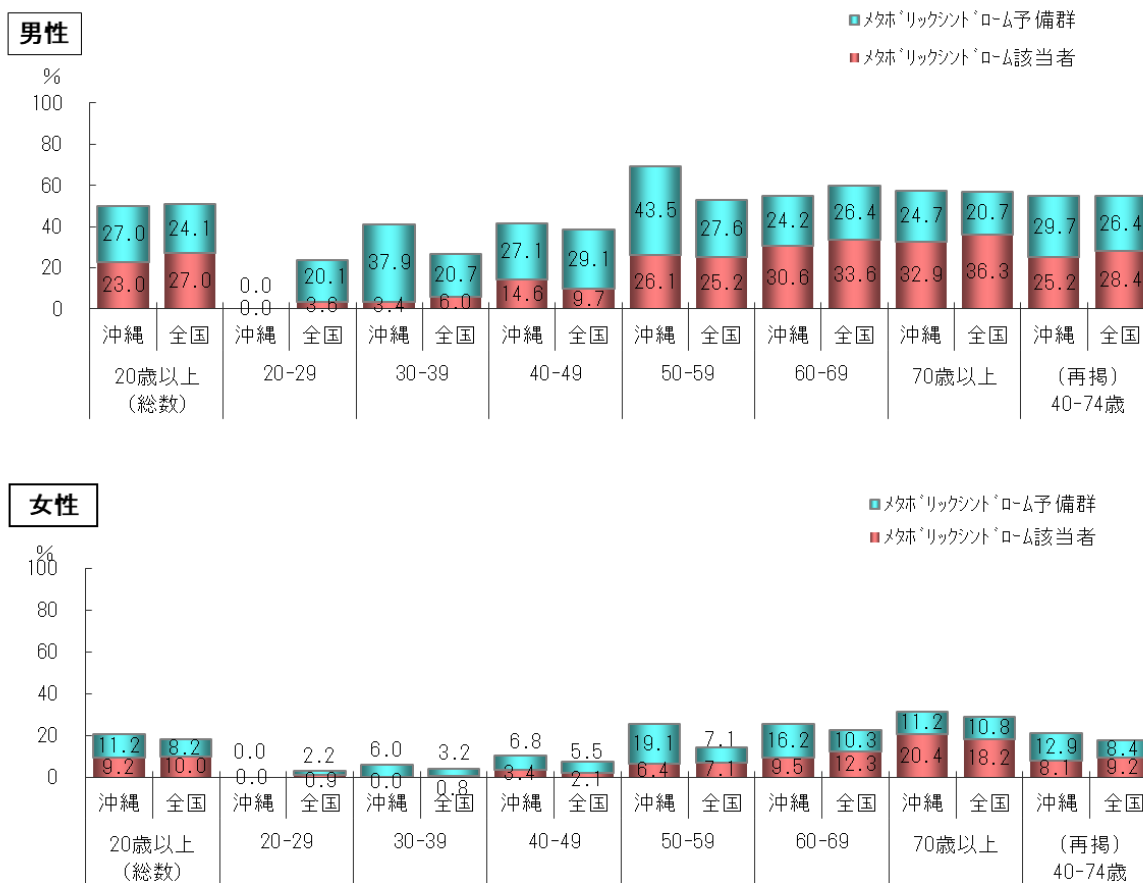


全 国:平成 28 年国民健康・栄養調査
沖縄県:平成 28 年度県民健康・栄養調査

②メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)⁷の該当者・予備群の割合

本県の生活習慣病の発症リスクを高めるメタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合は、男性の約5割、女性の約2割となっており、男性は30歳代以上、女性は50歳代以上で割合が高くなっています。(図9)

図9 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の割合



全 国:平成 28 年国民健康・栄養調査
 沖縄県:平成 28 年度県民健康・栄養調査

⁷ 内臓脂肪型の肥満(おへそ周りの腹囲が男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上)であることに加え、高血圧や、高血糖、高脂血症の二つ以上を合併した状態で、糖尿病や脳卒中、心筋梗塞等の生活習慣病を発症する危険性が高い。



▼メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の疑いの判定▼

県民健康・栄養調査の血液検査では、空腹時採血が困難であるため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の診断基準項目である空腹時血糖値及び中性脂肪値による判定は行わない。したがって、本報告における判定は以下の通りとした。

- ・該当者(メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者)…腹囲が男性 85 cm、女性 90 cm 以上で、3つの項目(血中脂質、血圧、血糖)のうち2つ以上の項目に該当する者。

※“項目に該当する”とは、下記の「基準」を満たしている場合、かつ/または「服薬」がある場合とする。

- ・予備群(メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予備群と考えられる者)…腹囲が男性 85 cm、女性 90 cm 以上で、3つの項目(血中脂質、血圧、血糖)のうち1つに該当する者。

腹 囲(ウエスト周囲径) 男性:85 cm以上 女性:90 cm以上

項目	血中脂質	血圧	血糖
基準	・HDLコレステロール値 40mg/dl 未満	・収縮期血圧 130mmHg 以上 ・拡張期血圧 85mmHg 以上である者	・HbA1c(NGSP)値 6.0%以上
服薬	・コレステロールを下げる薬服用 ・中性脂肪を下げる薬服用	・血圧を下げる薬服用	・血糖を下げる薬服用 ・インスリン注射使用

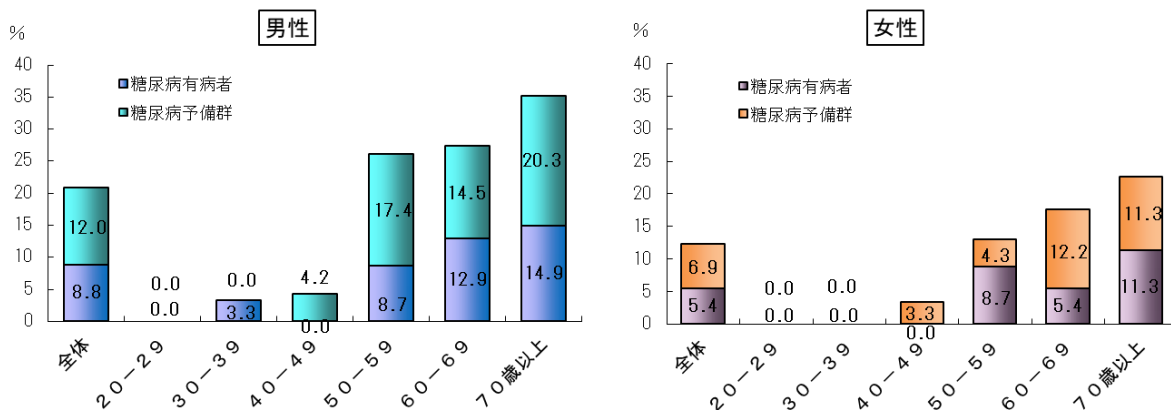
参考:厚生労働科学研究 健康科学総合研究事業

「地域保健における健康診査の効率的なプロトコールに関する研究 ～健康対策指標検討研究班中間報告～」平成 17 年 8 月

③糖尿病有病者・予備群の割合

本県の20歳以上の糖尿病の有病者・予備群の割合は、男性の約2割、女性の約1割となっています。男女ともに50歳代以上で割合が高くなっています。(図10)

図10 糖尿病有病者・予備群の割合



出典:平成28年度県民健康・栄養調査

糖尿病有病者:糖尿病該当者(HbA1c(NGSP)6.5%以上)

糖尿病治療中の者

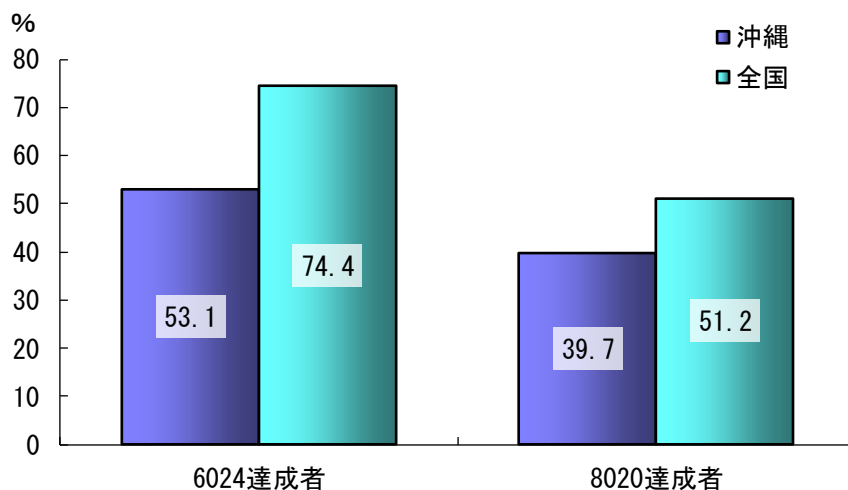
糖尿病予備群:HbA1c(NGSP)6.0%以上、6.5%未満で、糖尿病有病者以外の者

④歯と口の健康状況

本県の60歳で自分の歯を24本以上持つ人の割合(6024達成者)は53.1%、80歳で20本以上持つ人の割合(8020達成者)は39.7%であり、どちらも全国平均には達していません。

(図11)

図11 6024・8020達成者の割合



出典:全 国 平成28年歯科疾患実態調査
 沖縄県 平成28年度県民健康・栄養調査
 (口腔内状況調査)

(3)地産地消⁸

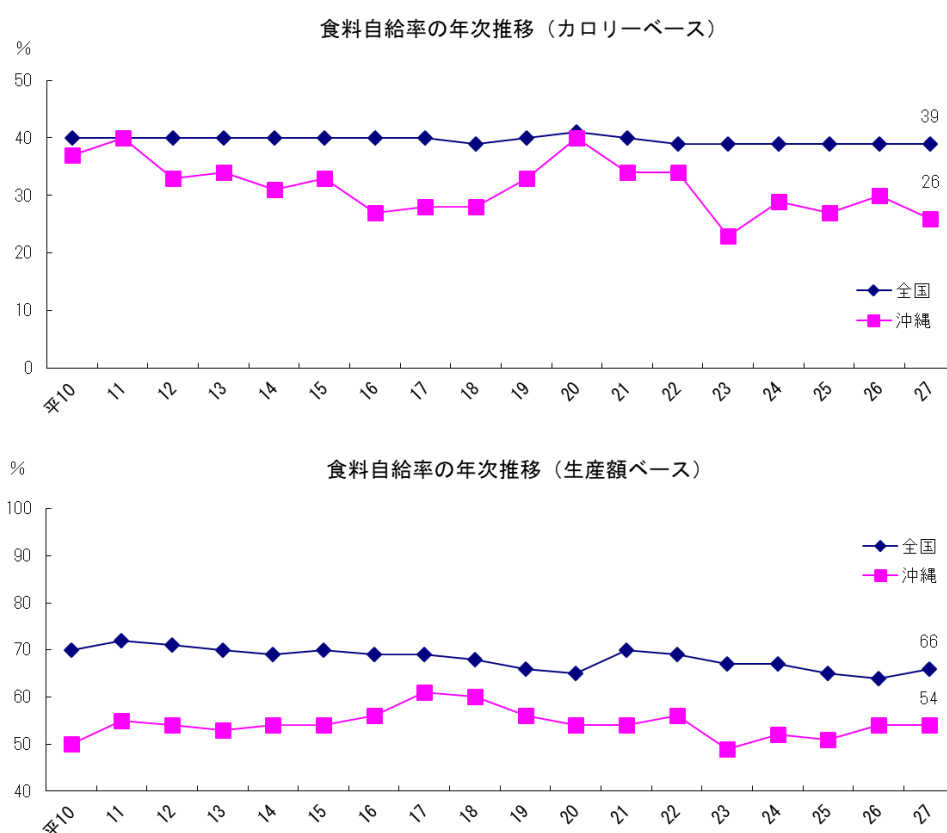
①食料自給率

カロリーベース⁹の食料自給率は、平成 18 年度以降、全国は約 40%でほぼ横ばいで推移しており、本県は約 30%で推移しています。(図 12)

また、生産額ベースの食料自給率は、平成 18 年度以降、全国は約 70%で推移しており、本県は約 50%で、横ばい傾向にあります。

自給率が低い要因は、パン食の普及等食生活の大きな変化により、米の消費量が減少する一方、輸入飼料穀物を使用する畜産物の消費量の増加等によるものです。

図 12 食料自給率の年次推移



出典：平成 27 年度食料需給表(農林水産省)

※都道府県別食料自給率は、「食料需給表」、「作物統計」、「生産農業所得統計」等を基に農林水産省で試算

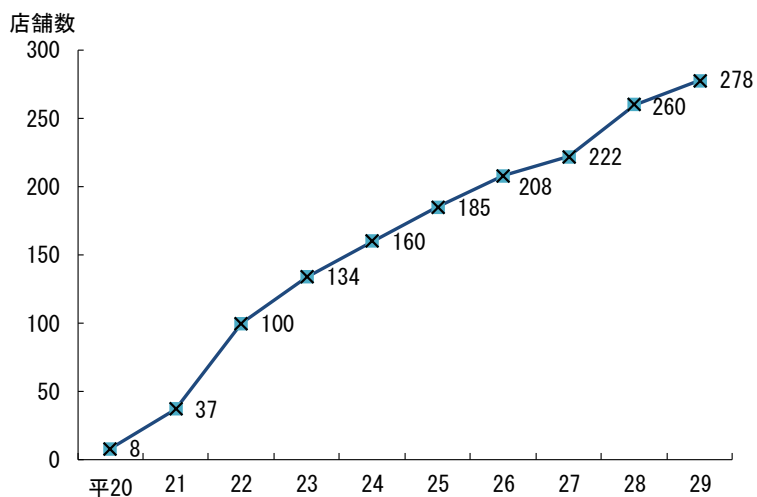
⁸ 地域で生産されたものを地域で消費しようとする取組。「生産者」と「消費者」の結びつきの強化、地域の活性化、流通コストの削減等の効果がある。

⁹ 「日本食品標準成分表 2015」に基づき、重量を供給熱量に換算したうえで、各品目を足し上げて算出する。これは、1人・1日当たり国産供給熱量を1人・1日当たり供給熱量で除したものに相当する。

②地産地消に取り組む飲食店

県産食材を積極的に活用する飲食店等を登録する「おきなわ食材の店」登録制度は、平成20年度に開始して以降、登録店舗数は着実に増加して、平成29年10月末で278店舗まで拡大しています。(図13)

図13 おきなわ食材の店登録店舗数の推移



出典：沖縄県流通・加工推進課調査

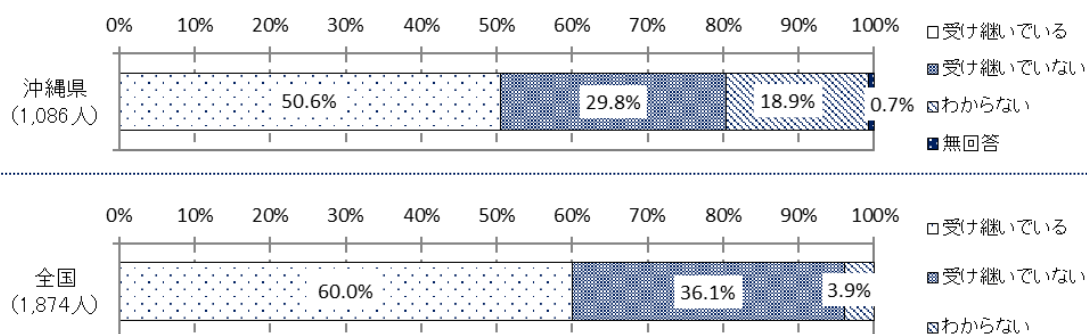
(4)食文化

①食文化の継承及び伝承

郷土料理や伝統料理等、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を受け継いでいる県民の割合は、50.6%となっています。(図 14)

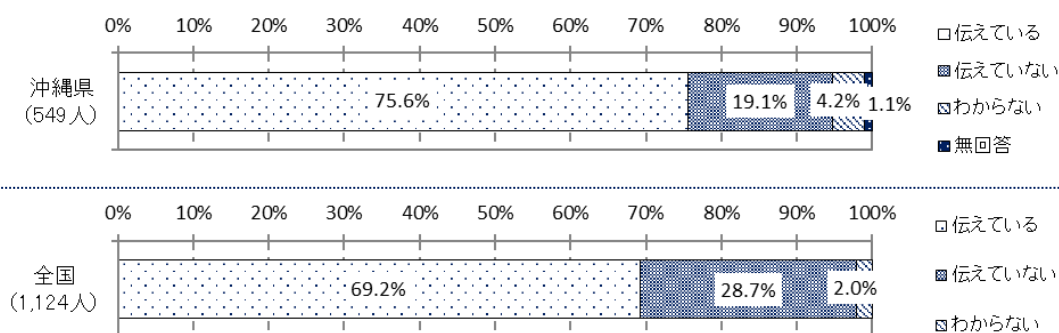
そのうち、それらを次世代にも伝えていている県民の割合は 75.6%となっています。(図 15)

図 14 食文化を継承している者の割合



出典：沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全 国 平成 28 年度 食育に関する意識調査報告書

図 15 食文化を伝承している者の割合



出典：沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全 国 平成 28 年度 食育に関する意識調査報告書

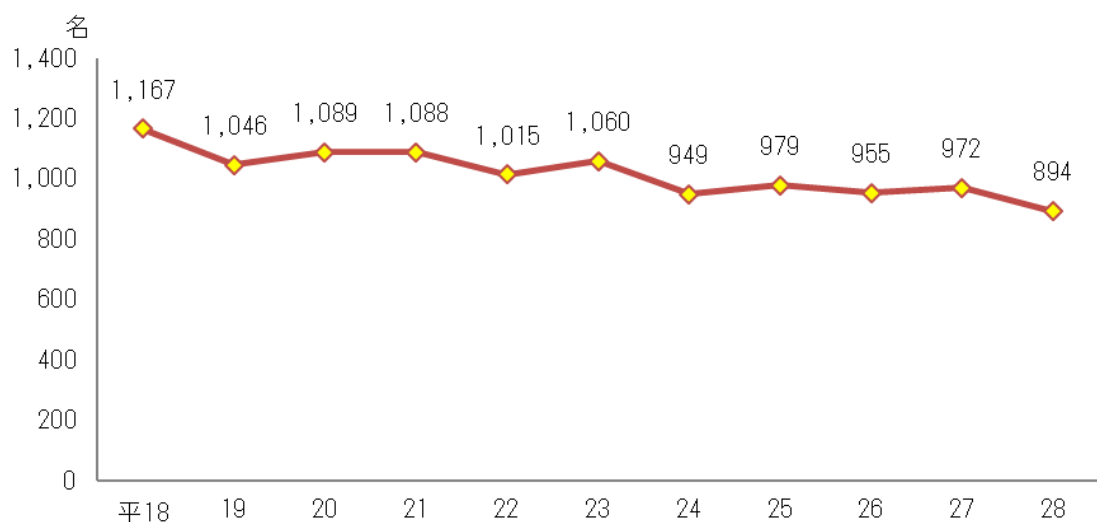
②ボランティアの状況

食育は地域に密着した取組として進めていくことが大切であり、ボランティア等の活動が必要です。

ボランティア活動の一つに、地域で食を通した健康づくり活動をしている食生活改善推進員¹⁰による地区組織活動が展開されており、各地域で望ましい食生活の実践と食文化の継承のための活動を展開しています。

食生活改善推進員は、平成 28 年度末現在 18 市町村に協議会が設置されており、会員数 900 名前後で推移しています。(図 16)

図 16 食生活改善推進員数の推移



出典：沖縄県健康長寿課調査

¹⁰ 「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、地域で食を通した健康づくり活動を実践しているボランティア組織で、市町村が開催する約 20 時間の養成講座を修了した主婦等が食生活改善推進員として各地域で活動している。協議会は県内 18 市町村で設置され、約 900 名の会員で構成されている。

(5)農林水産業の状況

①農業産出額

平成 28 年の農業産出額は 1,025 億円で、平成 7 年以来、21 年ぶりに 1,000 億円を超えました。

作物別の構成比で見ると、肉用牛 21.6%(221 億円)、さとうきび 21.2%(217 億円)、野菜 14.0%(144 億円)、豚 11.0%(113 億円)、花き 9.9%(101 億円)となっています。

②水産物の生産

漁業生産量は、平成 27 年は、32,581 トンで、構成比は、海面漁業が 51.2%(16,684 トン)、海面養殖業 48.8%(15,897 トン)となっています。魚種別漁獲量は、マグロ類が 61.9%(10,332 トン)で全漁獲量の半分以上を占めています。

また、漁業生産額は、平成 18 年の 211 億円をピークに平成 22 年まで減少していましたが、平成 23 年以降は、海面養殖の増加により年々増加しており、平成 26 年は 187 億円となっています。

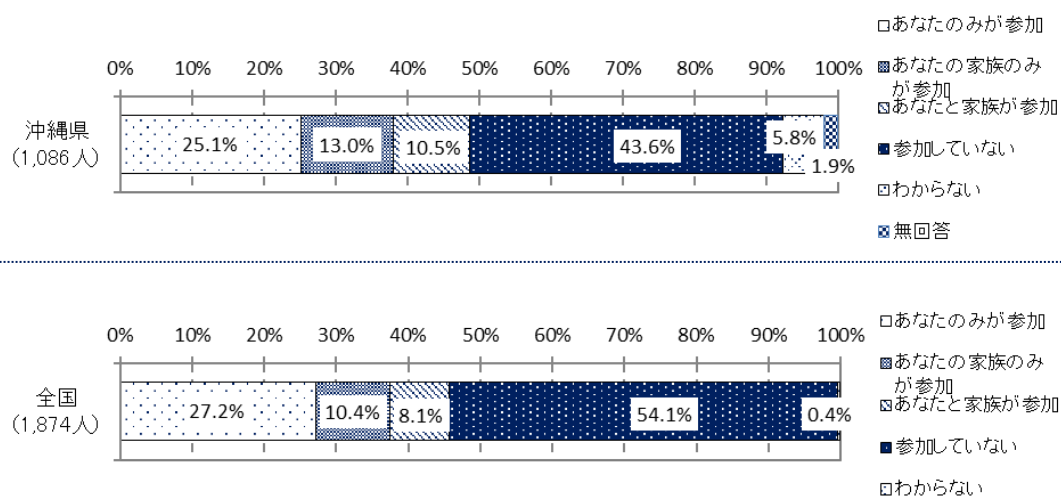
③生産者と消費者の交流の場となる直売所の状況

産地直売施設は、近年はファーマーズマーケット等のような大規模な施設が整備され、全体としての利用状況も順調に伸びています。

④農林漁業体験への参加状況

農林漁業体験に参加したことのある世帯の割合は約 5 割となっています。(図 17)

図 17 農林漁業体験への参加状況



出典：沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全国 平成 28 年度 食育に関する意識調査報告書

(6) 食品の安全を取り巻く状況

① 食品の安全性に関わる事件・事故について

国内では、腸管出血性大腸菌による食中毒、食品表示の偽装、食品への異物混入等、食品の安全・安心に対する信頼を損なう事件・事故が相次いで発生しています。(図 18)

問題の発生が生産者に近いほど、影響は広範に及び、流通・卸売り・小売業者そして消費者まで、フードチェーン全体に関わる大きな問題となっています。

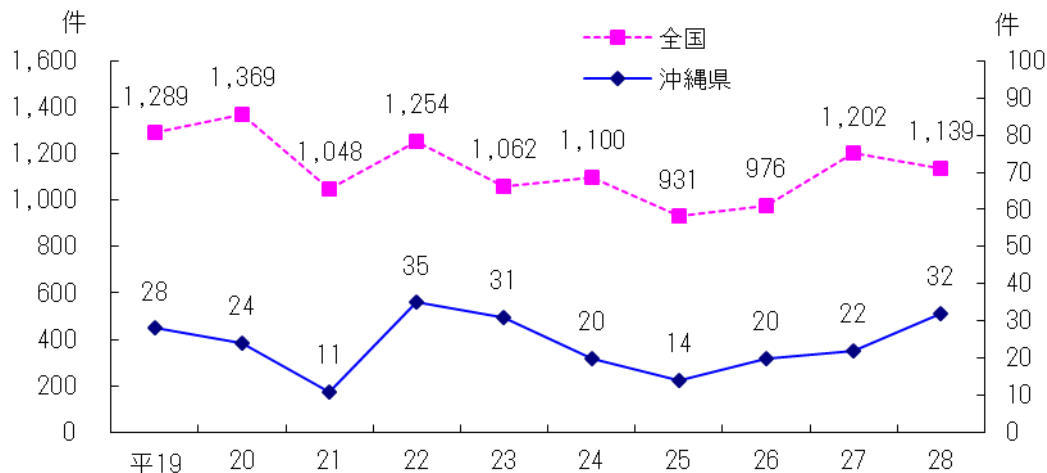
図 18 食品の安全性に関わる主な事件・事故

時期	事件名	概要
平成 29 年 2 月	東京都の市立小学校での給食による集団食中毒	東京都の市立中学校において、学校給食にて提供されたキザミのりによるノロウイルスを原因とした 1 千人を超える規模の集団食中毒が発生
平成 28 年 1 月	廃棄冷凍カツの不正転売	大手カレーチェーン店から廃棄処理を依頼された産業廃棄物処理業者が廃棄カツを不正転売していたことが発覚
平成 26 年 12 月	大手ファストフード店での異物混入	大手ファストフード店における異物混入事例が全国的に相次いで発覚
平成 26 年 7 月	中国食品会社による使用期限切れ鶏肉の販売	中国食品会社が使用期限切れの鶏肉を使用したチキンナゲットを国内の大手ファストフード店やコンビニへ販売していたことが発覚
平成 24 年 8 月	白菜の浅漬けによる腸管出血性大腸菌 0157 食中毒の発生	高齢者関連施設等において、白菜の浅漬けによる腸管出血性大腸菌 0157 を原因とした集団食中毒が発生(死者 8 名)
平成 23 年 4 月	牛肉の生食による食中毒の発生	焼肉チェーン店において、腸管出血性大腸菌 0111 を原因とした集団食中毒が発生(死者 5 名)
平成 23 年 3 月	東日本大震災による福島原発事故発生	原発事故による食品への放射能汚染の不安が高まる
平成 22 年 4 月	口蹄疫の発生	平成 12 年に宮崎県と北海道で発生後、10 年ぶりに宮崎県で発生し、約 29 万頭が処分された
平成 20 年 9 月	事故米の不正転用	米穀業者等が、非食用に限定された事故米を非食用であることを隠して食用として使用
平成 20 年 1 月	中国産冷凍餃子による薬物中毒事案の発生	中国産冷凍餃子に高濃度の農薬が混入し、10 名の食中毒患者が発生
平成 19 年 9 月	製造年月日の偽装表示	大手菓子メーカーにおいて、売れ残った製品を冷凍保存し、冷凍した時点を製造年月日としていたことが発覚
平成 18 年 11 月	ノロウイルスを原因とする食中毒の多発	老健施設において、ノロウイルスを原因とした死者を含む食中毒が全国的に多発
平成 16 年 1 月	高病原性鳥インフルエンザの発生	山口県で 79 年ぶりに発生し、3 万 5 千羽の養鶏が殺処分された
平成 13 年 9 月	BSE の発生	千葉県で国内で初めて BSE が発生し、同年 10 月から BSE 全頭検査が実施された
平成 12 年 6 月	黄色ブドウ球菌による大規模食中毒の発生	大手乳業会社が製造した低脂肪乳を原因とした大規模食中毒が発生
平成 8 年 7 月	腸管出血性大腸菌による大規模食中毒の発生	大阪府堺市の学校等において、腸管出血性大腸菌 0157 による大規模食中毒が発生(死者 3 名)

②食中毒発生状況(平成19年～平成28年)

県内の過去10年間の食中毒事件発生件数は、平均24件で推移しています。(図19)

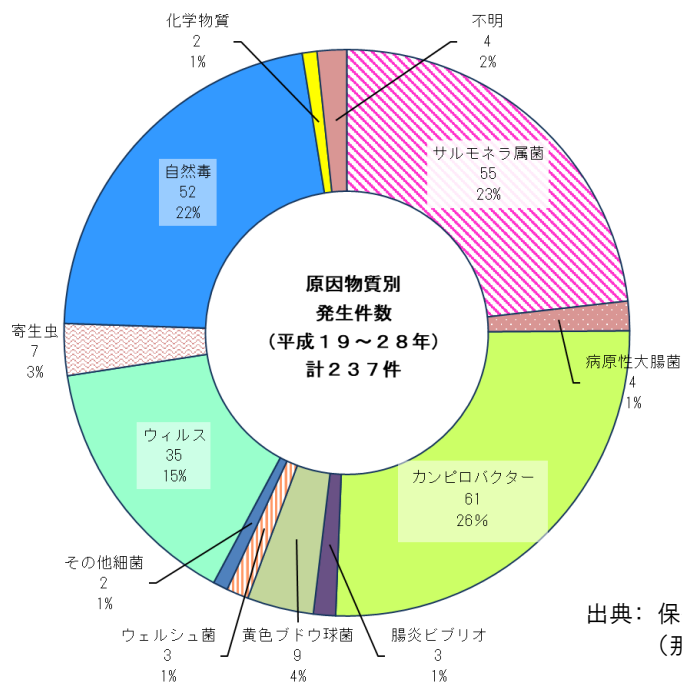
図19 食中毒発生状況



出典：厚生労働省「食中毒統計資料」

病因物質別では、カンピロバクター61件(26%)、サルモネラ属菌55件(23%)、自然毒52件(22%)、ウイルス35件(15%)でした。(図20)

図20 食中毒病因物質別発生件数(過去10年間 H19年～H28年)

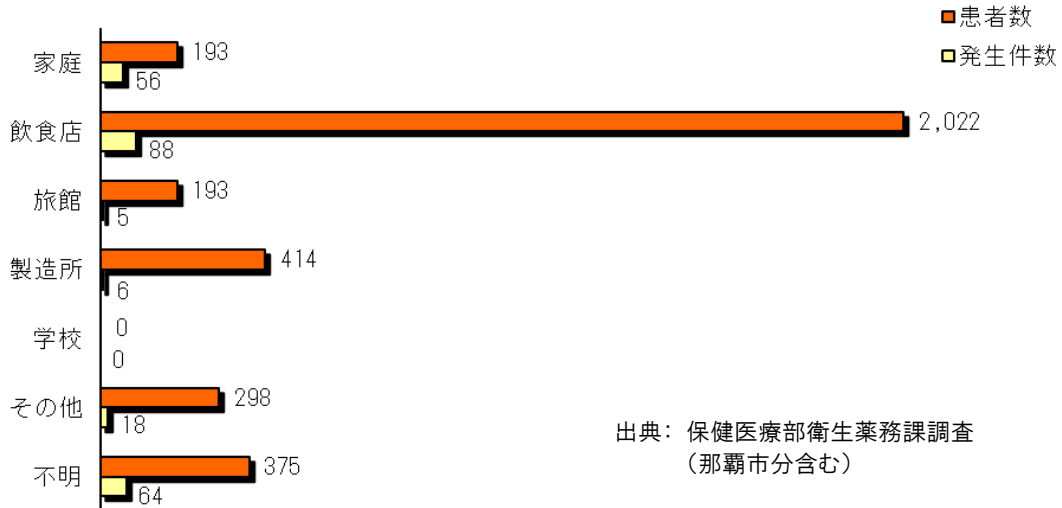


出典：保健医療部衛生業務課調査 (那覇市分含む)



原因施設別では、不明を除くと飲食店が 88 件、次いで家庭が 56 件となっています。(図 21)

図 21 食中毒の原因施設別発生件数及び患者数(過去 10 年間 H19 年—H28 年)

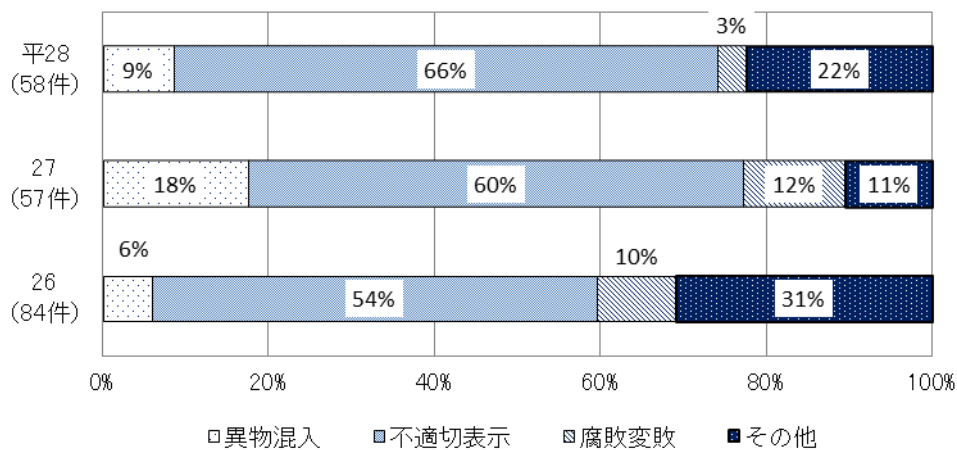


③食品の自主回収件数

「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」に基づく食品の自主回収報告を、県のホームページにおいて情報提供しています。

食品の自主回収報告の件数は、平成 26 年度 84 件、平成 27 年度 57 件、平成 28 年度 58 件でした。回収を行った要因として最も多かったのは、消費・賞味期限、アレルギー、産地等の表示事項の不適切な表示によるもので、全体の6割程度を占めています。(図 22)

図 22 原因別自主回収報告の割合

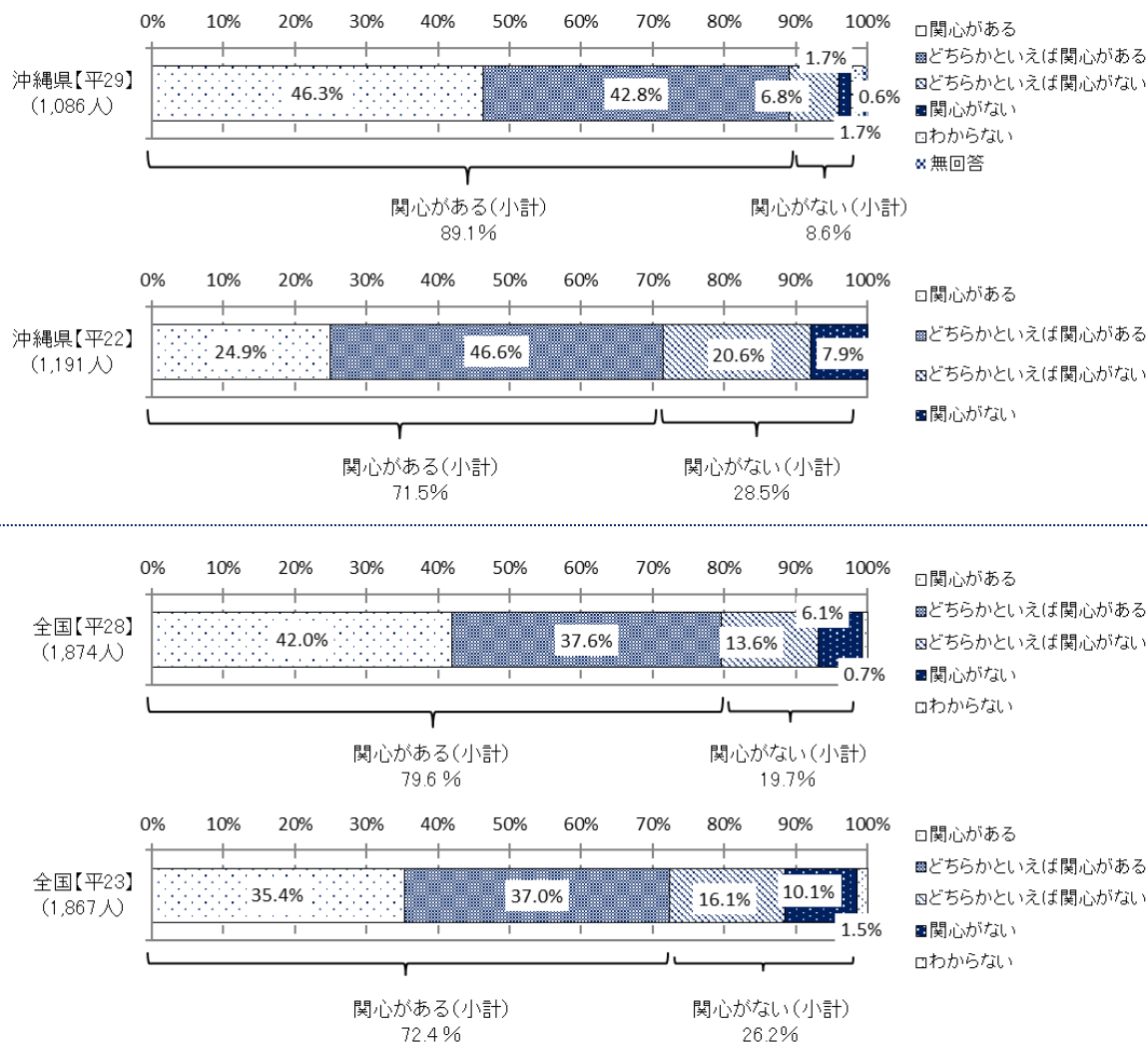


(7)食をめぐる意識と実践の現状

①食育への関心

県民の約9割が食育に関心を示しており、平成22年時点と比較すると関心を持っている県民の割合が大幅に高くなっています。また、本県は全国よりも食育へ関心を持っている人の割合が高い状況にあります。(図23)

図23 食育への関心



※小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目の数値の合計と小計が合わない場合がある。

※「平成22年 食育に関する県民意識調査」では「わからない」という選択肢を設けていない。

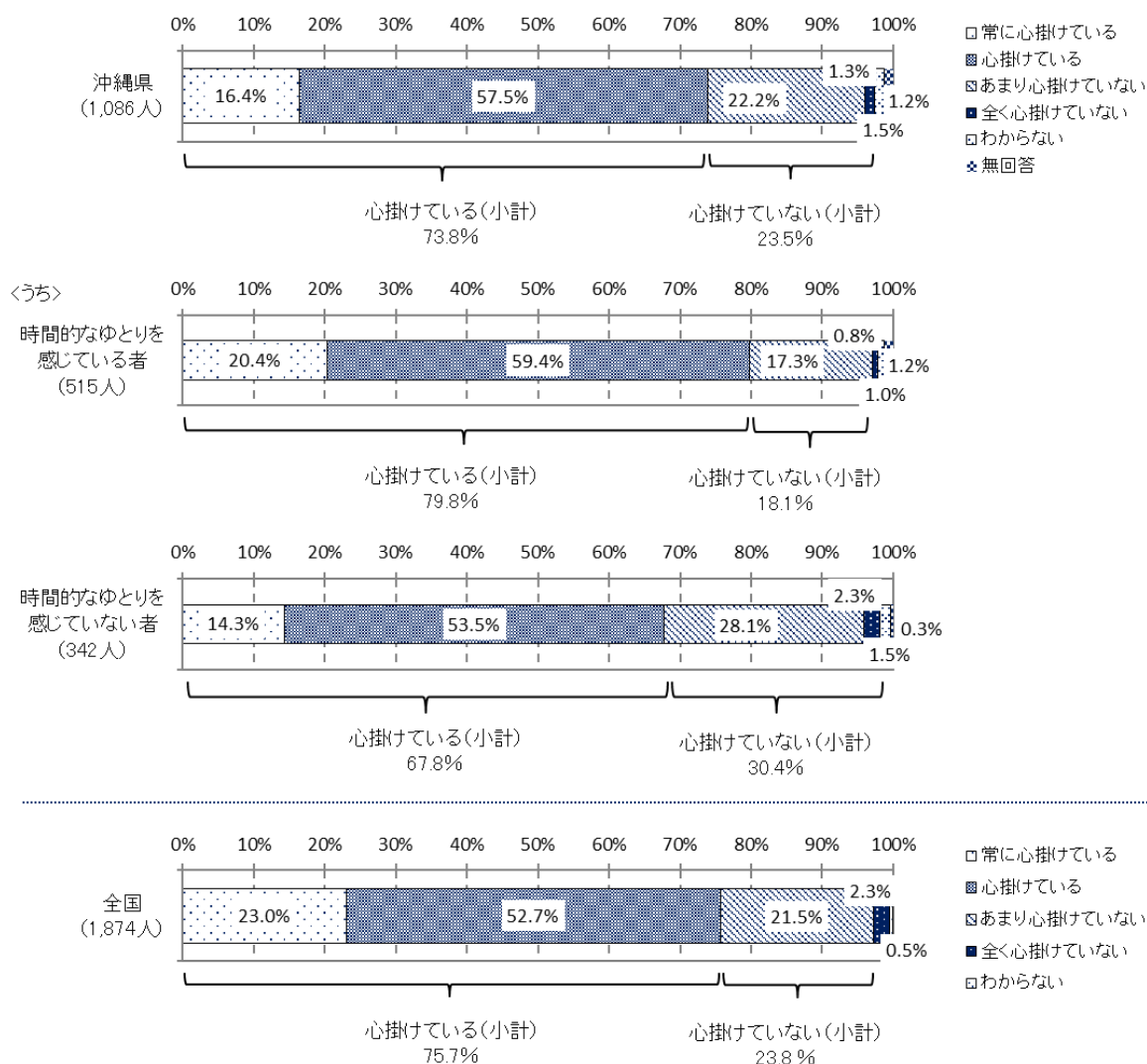
出典：沖縄県 食育に関する県民意識調査報告書
全国 食育に関する意識調査報告書

②健全な食生活の心掛け

健全な食生活を実践することを心掛けている県民の割合は73.8%となっています。全国と比較すると、心掛けている者の割合はほぼ同じとなっています。

また、時間的なゆとりを感じていない県民では、時間的なゆとりを感じている県民よりも、心掛けている割合が12ポイント低くなっています。(図24)

図24 健全な食生活の心掛け



※小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目の数値の合計と小計が合わない場合がある。

出典：沖縄県 平成29年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全国 平成28年度 食育に関する意識調査報告書

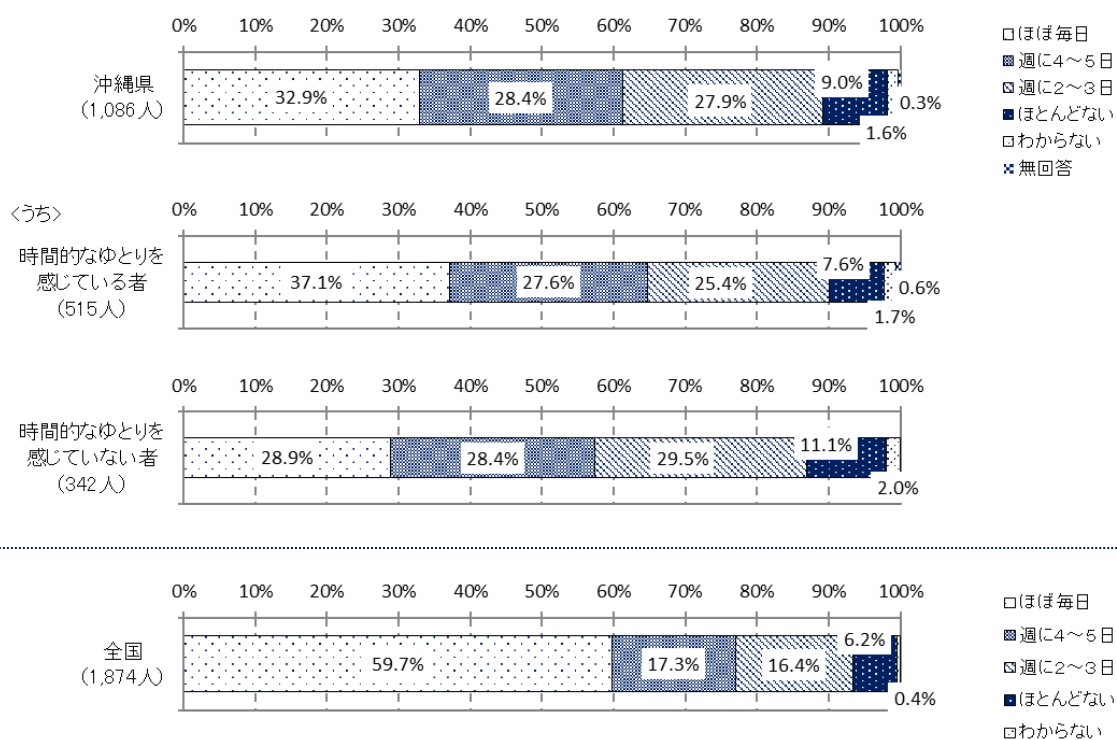
③栄養バランスに配慮した食生活

主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる事が1日に2回以上あることが「ほぼ毎日」である県民の割合が 32.9%、「週に4～5日」である県民の割合が 28.4%、「週2～3日」である県民の割合が 27.9%、「ほとんどない」県民の割合が 9.0%となっています。

全国と比較すると、「ほぼ毎日」である者の割合が半分程度となっています。

また、時間的なゆとりを感じていない県民では、時間的なゆとりを感じている県民よりも、「ほぼ毎日」である割合が 8.2 ポイント低くなっています。(図 25)

図 25 主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる事が1日に2回以上あることの頻度

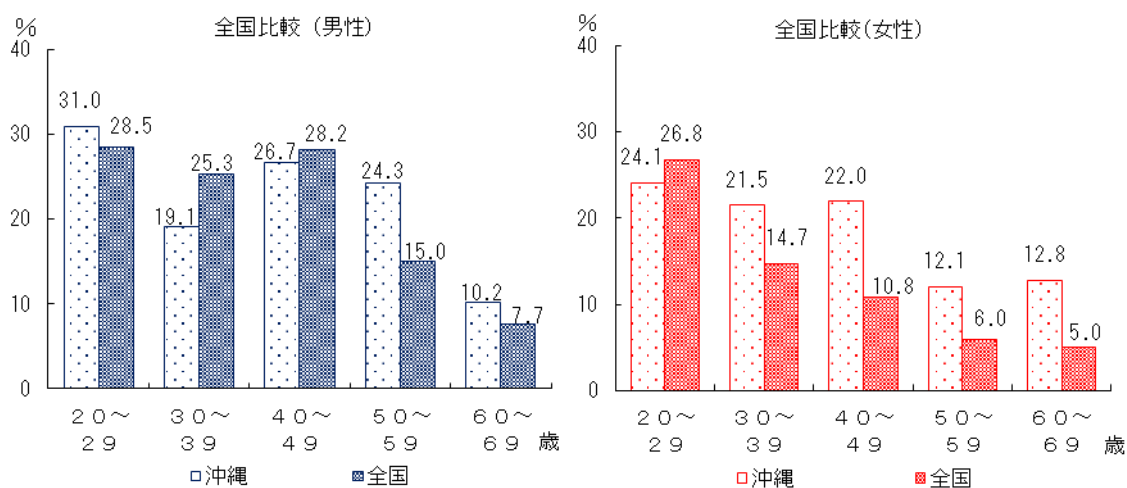


出典：沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書
全 国 平成 28 年度 食育に関する意識調査報告書

④成人の朝食の欠食率

朝食を食べない人の割合は、男性、女性ともに20歳代で最も高くなっています。(図26)

図26 成人の朝食の欠食率

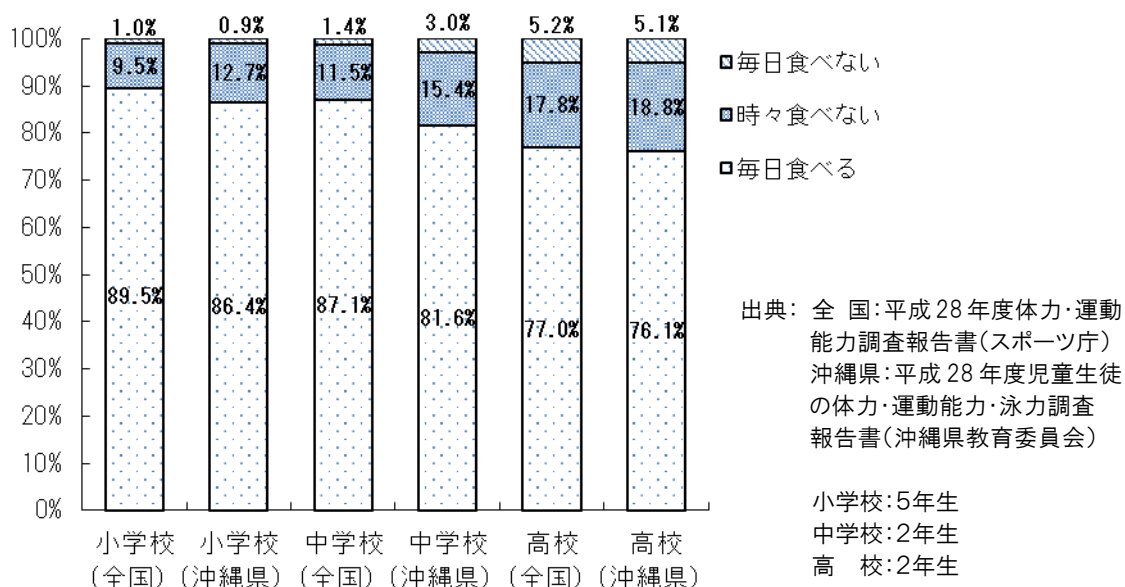


出典：沖縄県 平成29年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全国 平成28年度 食育に関する意識調査報告書

⑤児童生徒の朝食の摂取状況

朝食を毎日食べる児童生徒の割合は小学生で86.4%、中学生で81.6%、高校生で76.1%、時々食べない児童生徒の割合は小学生で12.7%、中学生で15.4%、高校生で18.8%、毎日食べない児童生徒の割合は小学生で0.9%、中学生で3.0%、高校生で5.1%となっており、朝食を毎日食べる児童生徒の割合が、年齢が上がるにつれ減少傾向にあります。(図27)

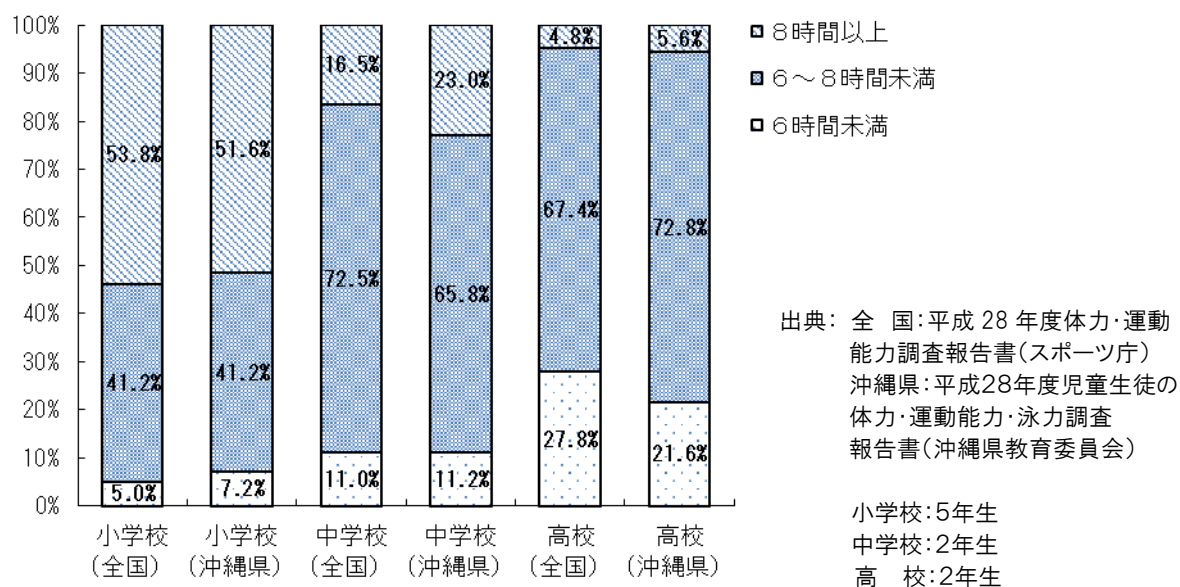
図27 児童生徒の朝食の摂取状況



⑥児童生徒の1日の睡眠時間

一日の睡眠時間が、6時間未満の児童生徒の割合は、小学生で7.2%、中学生で11.2%、高校生で21.6%、6時間以上8時間未満の児童生徒の割合は、小学生で41.2%、中学生で65.8%、高校生で72.8%、8時間以上の児童生徒の割合は、小学生で51.6%、中学生で23.0%、高校生で5.6%となっています。（図28）

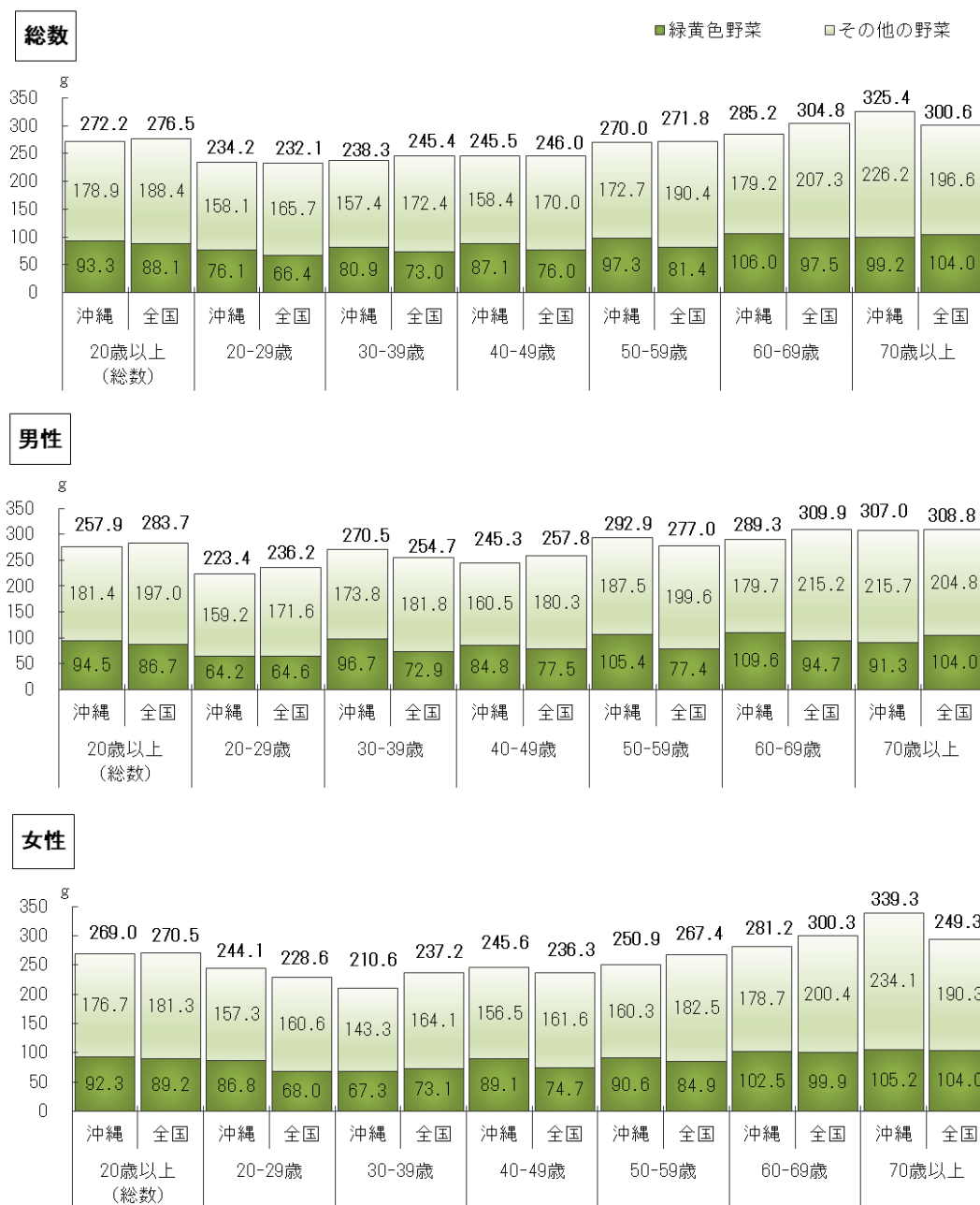
図28 児童生徒の1日の睡眠時間



⑦栄養摂取等の状況

野菜摂取量は、成人1日当たり 350g以上の摂取をすすめています。すべての年代において 350g 未満となっています。特に男性では 20 歳代、女性では 30 歳代が最も低く、男性 223.4g、女性 210.6g となっています。(図 29)

図 29 野菜摂取量(20 歳以上)



全 国:平成 28 年国民健康・栄養調査
 沖縄県:平成 28 年度県民健康・栄養調査



また、エネルギー摂取量の平均は、男女ともに全国平均をやや下回っていますが(図 30)、脂肪からのエネルギー摂取の割合は、成人男性で29.1%、成人女性で30.2%であり、男女ともに全国よりも高くなっています。(図 31)

図 30 エネルギー摂取量の平均値(20歳以上)

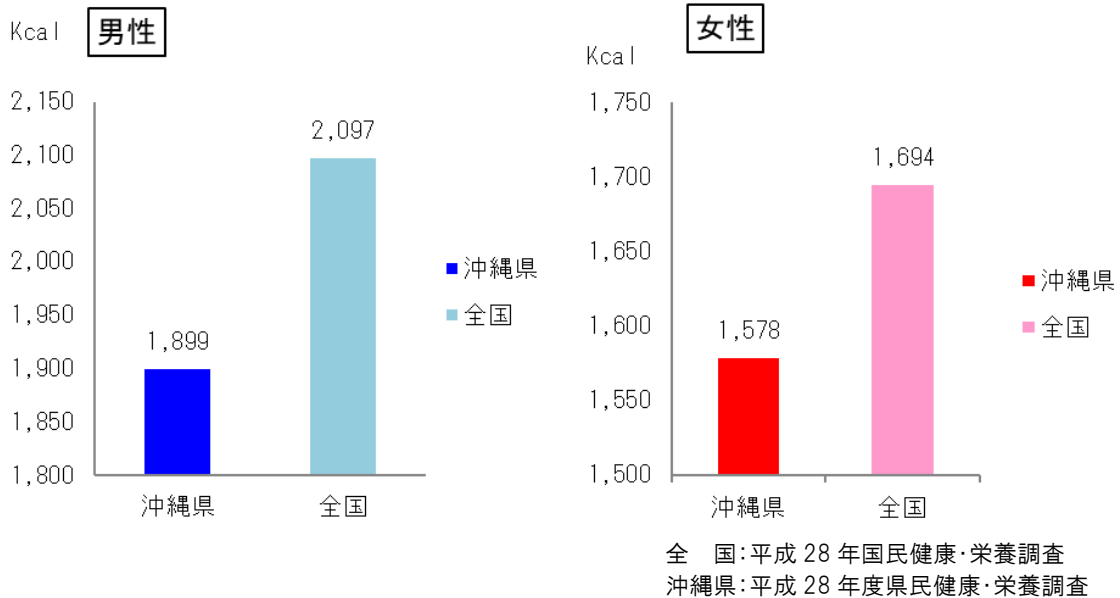
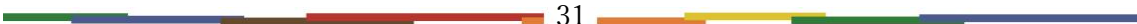
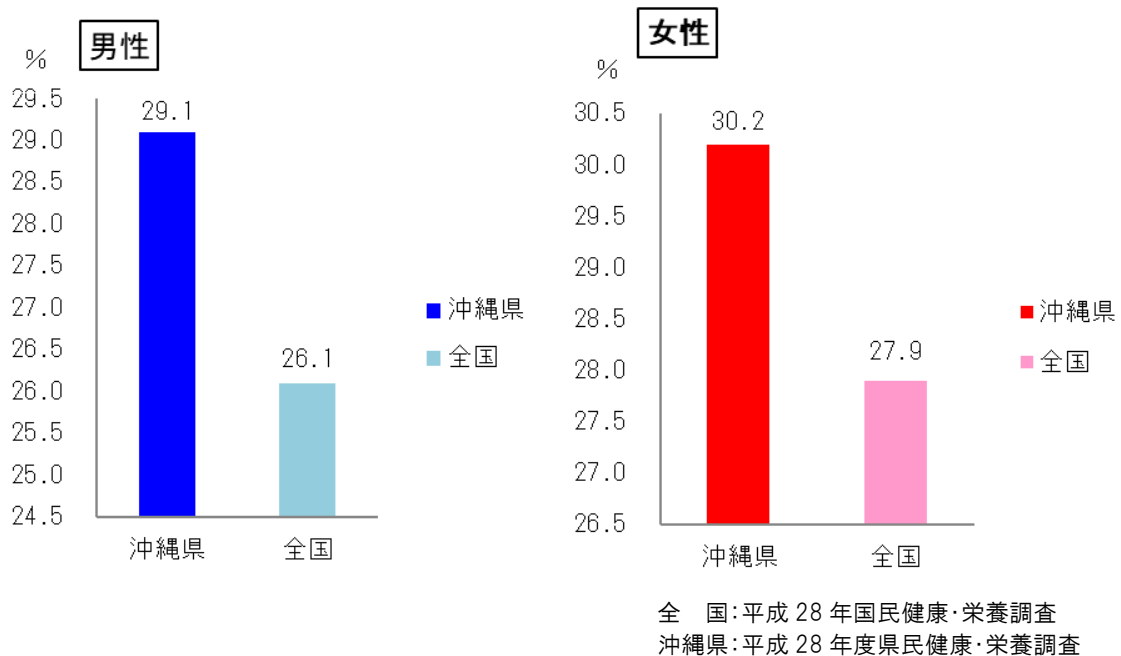


図 31 脂肪エネルギー比率の分布(20歳以上、性・年齢階級別)



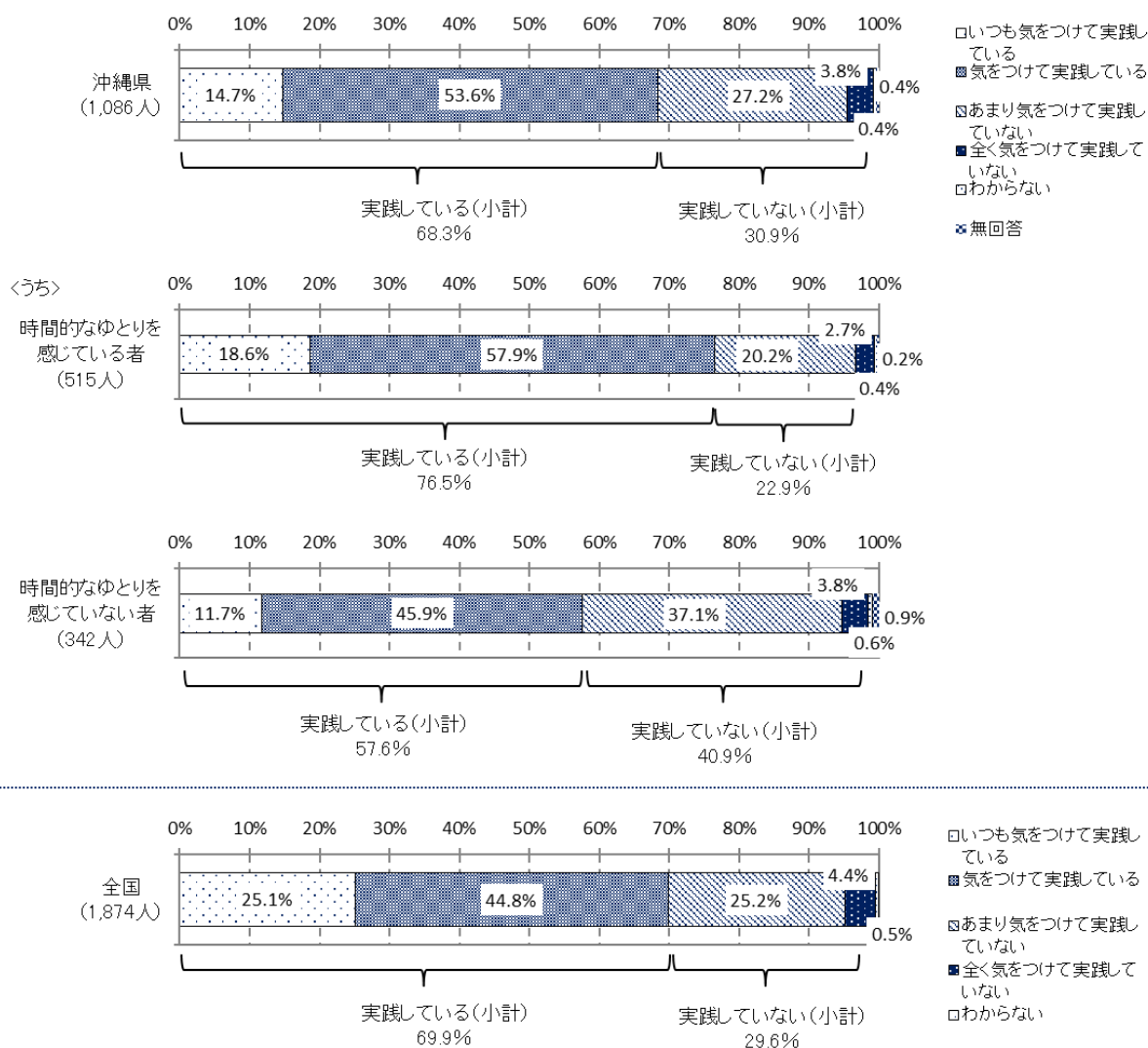
⑧生活習慣病の予防や改善に関する実践

生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している県民の割合は 68.3%となっています。

全国と比較すると実践している者の割合はほぼ同じとなっています。

また、時間的なゆとりを感じていない県民では、時間的なゆとりを感じている県民よりも、実践している割合が 18.9 ポイント低くなっています。(図 32)

図 32 生活習慣病の予防や改善に関する実践



※小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目の数値の合計と小計が合わない場合がある。

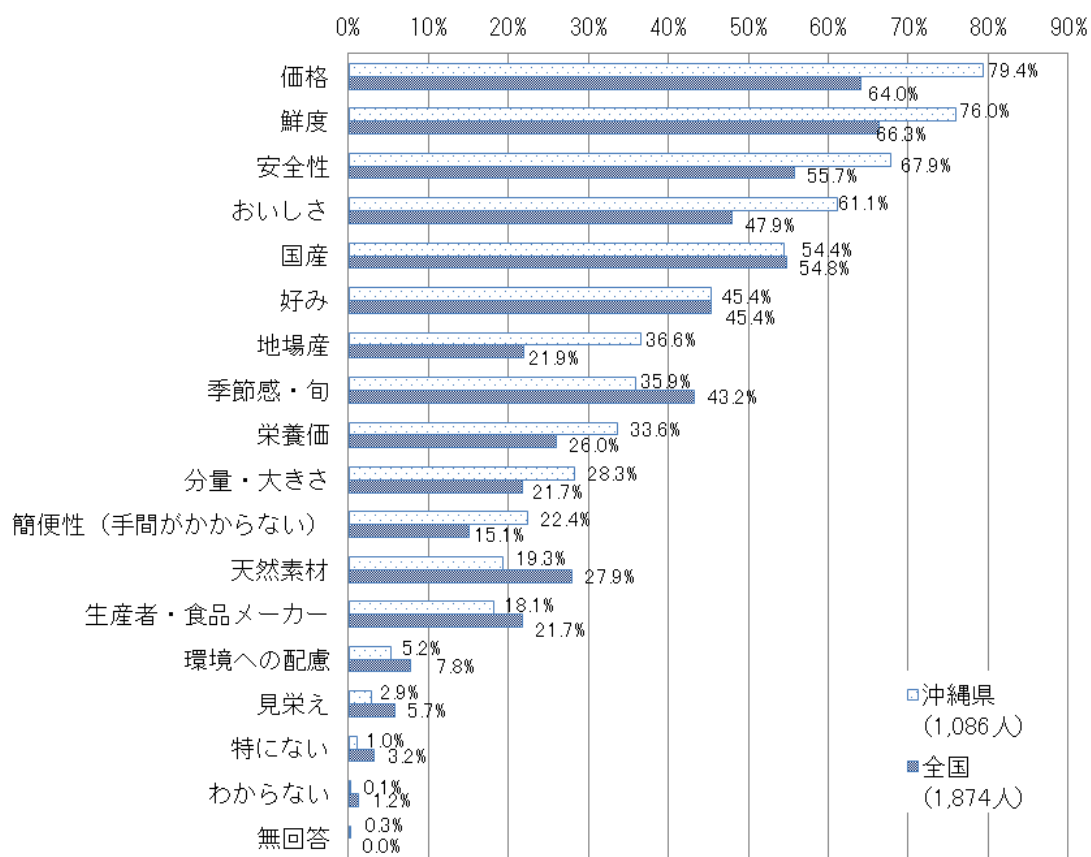
出典: 沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全国 平成 28 年度 食育に関する意識調査報告書

⑨食品の選択

ふだん食品を選択する際に重視することについて、「価格」を挙げた県民の割合が79.4%と最も高く、次いで「鮮度」を挙げた県民の割合が76.0%、「安全性」を挙げた県民の割合が67.9%と高くなっています。

全国と比較すると、「価格」「鮮度」「安全性」「おいしさ」「地場産」等を挙げた者の割合が高くなっています。(図 33)

図 33 ふだん食品を選択する際に重視すること

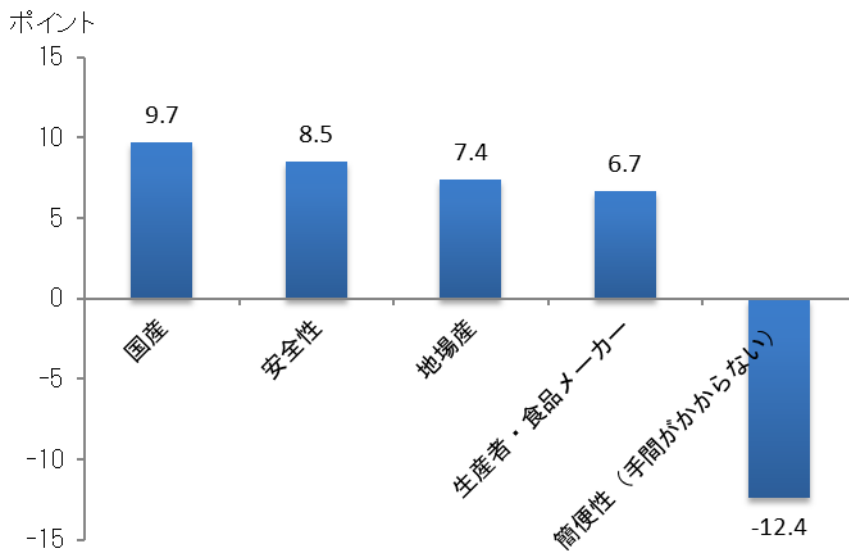


出典：沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全 国 平成 28 年度 食育に関する意識調査報告書



時間的なゆとりを感じていない県民では、時間的なゆとりを感じている県民よりも「国産」の割合が 9.7 ポイント、「安全性」の割合が 8.5 ポイント、「地場産」の割合が 7.4 ポイント低く、「簡便性(手間がかからない)」の割合が 12.4 ポイント高くなっています。(図 34)

図 34 時間的なゆとりを感じている場合と時間的なゆとりを感じていない場合との割合の差
(「ゆとりを感じている場合」－「ゆとりを感じていない場合」)



出典：沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書

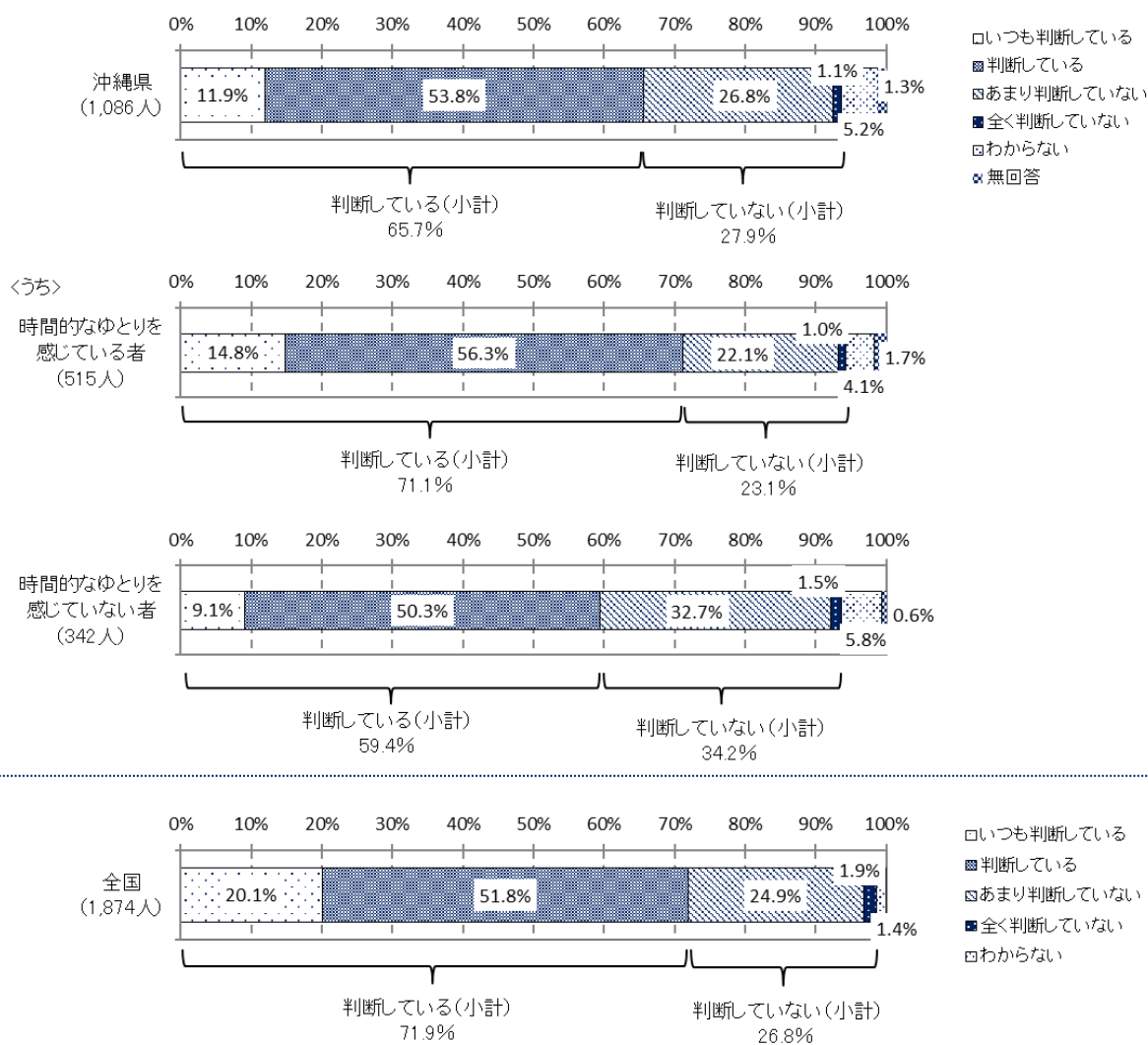
⑩食品の安全性に関する判断

安全な食生活を送ることについて判断している県民の割合は65.7%となっています。

全国と比較して、判断している者の割合が低くなっています。

また、時間的なゆとりを感じていない県民では、時間的なゆとりを感じている県民よりも、判断している割合が11.7ポイント低くなっています。(図35)

図35 食品の安全性に関する判断



出典：沖縄県 平成29年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全国 平成28年度 食育に関する意識調査報告書

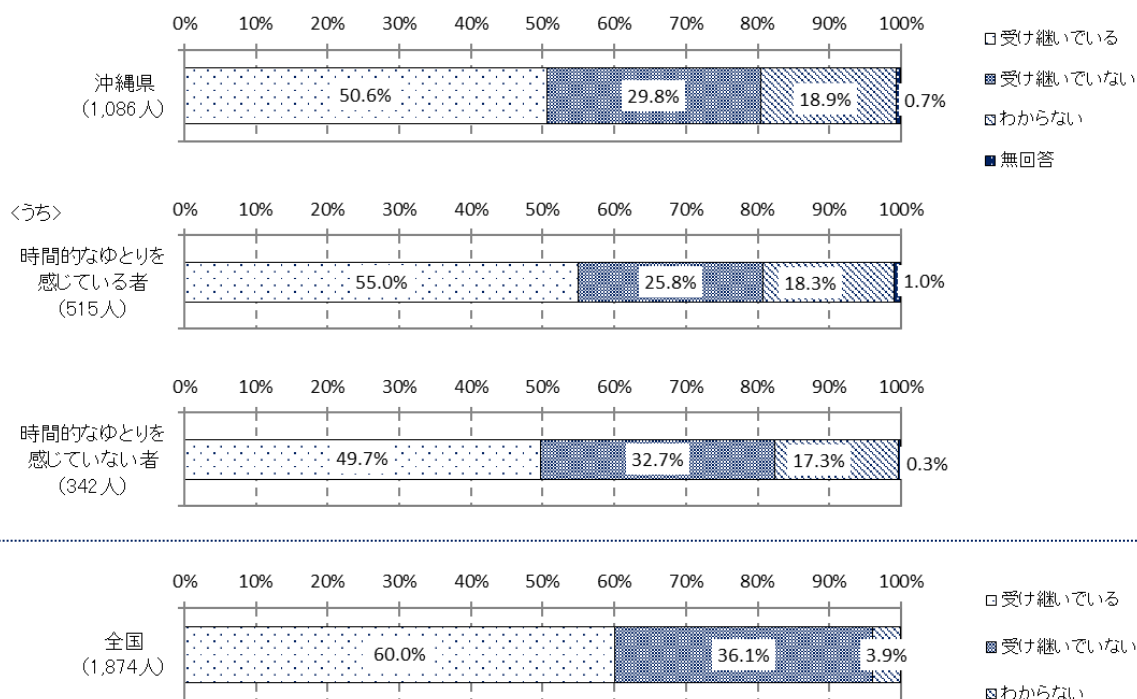
⑪食文化の継承

郷土料理や伝統料理等、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を受け継いでいる県民の割合は 50.6%となっています。

全国と比較して、「受け継いでいる」者の割合が低く、「わからない」とする者の割合が高くなっています。

また、時間的なゆとりを感じていない県民では、時間的なゆとりを感じている県民よりも、受け継いでいる割合が 5.3 ポイント低くなっています。(図 36)

図 36 郷土料理や伝統料理等、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を受け継いでいる県民の割合



出典：沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全 国 平成 28 年度 食育に関する意識調査報告書

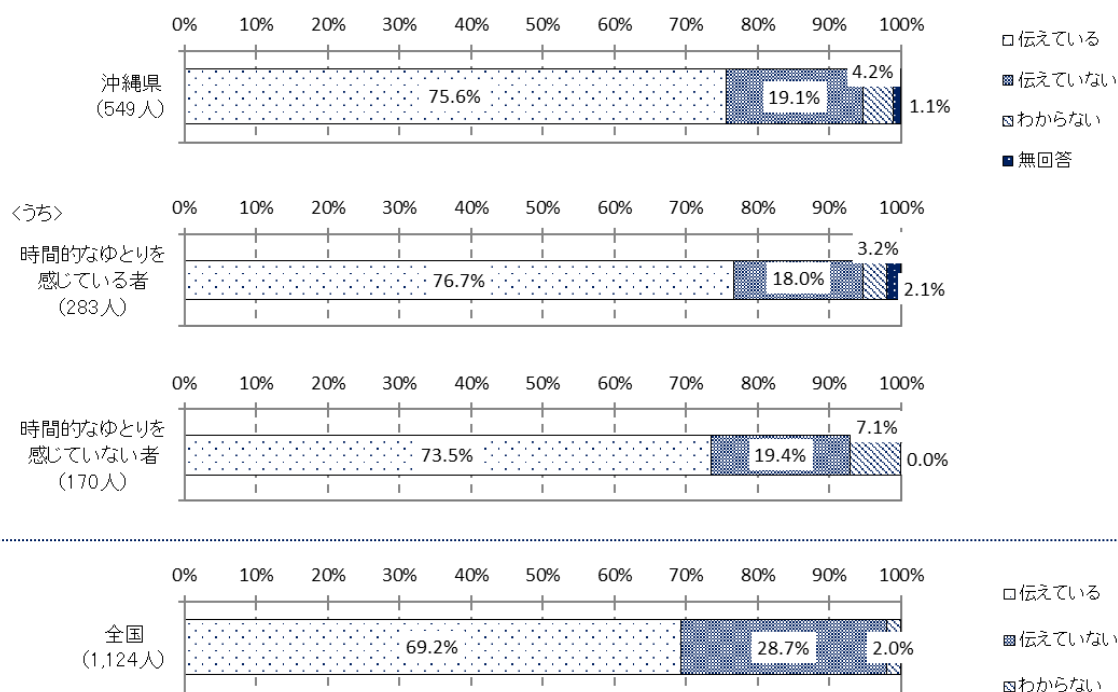
⑫食文化の伝承

郷土料理や伝統料理等、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を受け継いでいる県民のうち、それらを次世代にも伝えている県民の割合は 75.6%となっています。

全国と比較して、「受け継いでいる」者のうち、「伝えている」者の割合が高くなっています。

また、時間的なゆとりを感じていない県民では、時間的なゆとりを感じている県民よりも、「受け継いでいる者」のうち、「伝えている」者の割合が 3.2 ポイント低くなっています。(図 37)

図 37 郷土料理や伝統料理等、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を受け継ぎ、それらを次世代にも伝えている県民の割合



出典：沖縄県 平成 29 年度 食育に関する県民意識調査報告書
 全国 平成 28 年度 食育に関する意識調査報告書

⑬実践を促進する市町村食育推進計画の策定状況

食育推進計画を作成している市町村は、平成 29 年3月末現在 41 市町村中9市町となっています。(図 38)

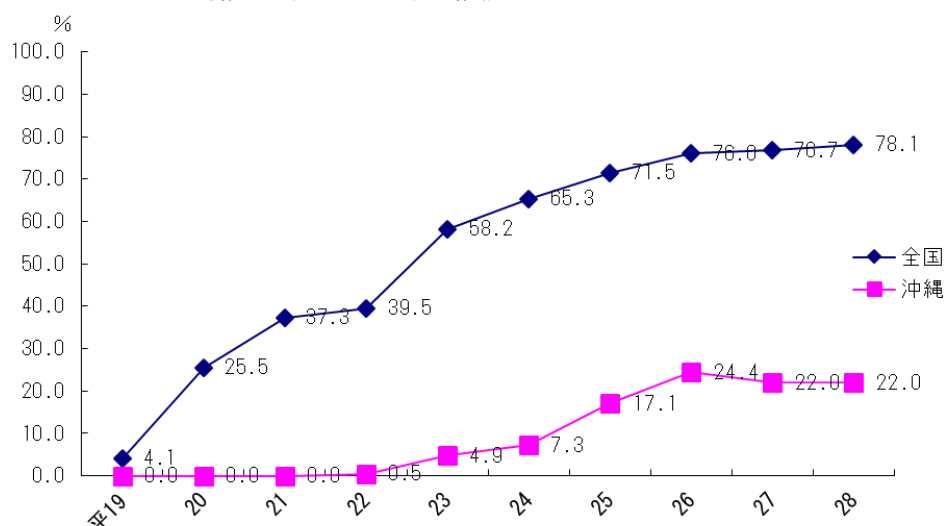
市町村の食育推進計画の作成割合の推移をみると、全国に比べて伸びが小さく、全国との差が大きくなっている状況です。(図 39)

図 38 市町村の食育推進計画の策定状況

市町村の食育推進計画(平成 29 年3月末時点)

市町村名	計画名
沖縄市	第2次沖縄市食育推進計画 (いきいきおきなわシティ食育プラン)
石垣市	石垣市食育推進計画(あやばにプラン)
那覇市	那覇市食育推進計画
浦添市	健康食育うらそえ 21
豊見城市	食育とよみ推進計画
嘉手納町	健康・食育かでな 21 第2次嘉手納町健康増進計画・嘉手納町 食育推進計画
宜野湾市	宜野湾市食育推進計画
久米島町	健康久米島 21 計画(第二次)
糸満市	糸満市食育推進・地産地消促進計画

図 39 市町村の食育推進計画の作成割合の推移



出典:全国 食育推進計画調査報告書(農林水産省)
沖縄県 沖縄県保健医療部健康長寿課資料

2 第2次計画における目標・指標の達成状況

第2次計画では、6つの基本施策を設定、21の施策を展開し、その成果や達成度を把握するため、36の指標及び目標値を設定しました。

計画期間は平成29年度までですが、目標・指標の平成28年度時点の達成状況は下表のとおり、数値目標を設定している項目のうち、「◎(目標を達成したもの)」が30項目中16項目、「○(目標を達成できなかったが、改善したもの)」が8項目であり、合わせて数値目標全体の約80%となっています。

取組指標については「◎」が6項目中2項目、「○」が4項目で取組指標全体の100%となっています。(図40)

「家庭における食育の推進」「生産者と消費者の交流促進等」については、概ね目標を達成しており、「学校、保育所等における食育の推進」、「食育の普及啓発、連携協力の促進等」、「推進体制の整備等」については、目標を達成していないが概ね改善しています。「地域、職域における食育の推進」については、悪化している目標・指標も見られます。(図41)

図40 第2次計画の評価方法及び施策別の達成状況(平成28年度時点)

	【数値指標 (30項目)】				【取組指標 (6項目)】			
	◎	○	△	×	◎	○	△	×
施策1 家庭における食育の推進	7	0	0	3	0	0	0	0
施策2 学校、保育所等における食育の推進	0	2	0	0	2	2	0	0
施策3 地域、職域における食育の推進	3	2	0	3	0	0	0	0
施策4 食育の普及啓発、連携協力の促進等	1	3	0	0	0	0	0	0
施策5 生産者と消費者の交流促進等	5	0	0	0	0	0	0	0
施策6 推進体制の整備等	0	1	0	0	0	2	0	0
合計	16	8	0	6	2	4	0	0
割合	53%	27%	0%	20%	33%	67%	0%	0%

策定時の値と直近の値を比較

- ◎ 目標を達成したもの
- 目標を達成できなかったが、改善したもの
- △ 2次計画策定時の数値から変化がないもの
- × 悪化したもの

取組による成果

- ◎
 - ・定員以上の申込みがあった。ほぼ満席だった。
 - ・アガトにおいて受講者の反応がよく、肯定的な意見が多かった。
 - ・会議での意見を、県の施策事業等に反映させた。 など
- - ・定員の6～8割程度の申込み。
 - ・アガトにおいて受講者の反応が若干薄い。
 - ・肯定的な意見を得ることができた。 など
- △
 - ・定員の5割以下の申込み。空席が目立った。
 - ・アガトにおいて受講者の反応が薄い。否定的な意見が見られた。
 - ・有益な意見が得られなかった。 など
- × 未実施

図 41 施策別の目標及び指標の評価(平成 28 年度時点)

		目標・指標	基準値 (H23年度実績値)	平成29年度(目標値)	現状(H28)	評価	把握の方法
1 家庭における食育の推進	1	3歳児肥満の割合(肥満度15%以上)	男の子 3.0% 女の子 4.3%	男の子 減少へ 女の子 減少へ	男の子 3.2% 女の子 4.6%	×	乳幼児健康診査
	2	3ヶ月児の母乳育児の割合	47.4%	増加へ	48.7%	◎	乳幼児健康診査
	3	22時以降に就寝する3歳児の割合	42.4%	減少へ	38.2%	◎	乳幼児健康診査
	4	3歳児の9時以降に起床する児の割合	2.7%	減少へ	1.9%	◎	乳幼児健康診査
	5	3歳児の朝食を毎日食べている児の割合	95.7%	増加へ	96.6%	◎	乳幼児健康診査
	6	3歳児の食事をよく噛んでいる児の割合	91.3%	増加へ	90.2%	×	乳幼児健康診査
	7	食事やおやつ時間が決まっている児の割合	82.0%	増加へ	82.7%	◎	乳幼児健康診査
	8	3歳児のうち有病者の割合	34.2%	30%以下	28.2%	◎	乳幼児健康診査
	9	妊婦の貧血者の割合	29.5%	減少へ	24.4%	◎	妊婦健康診査
	10	朝食を毎朝食べる児童生徒の割合(「早寝早起き朝ごはん」の実践)	小学生：88.0% 中学生：83.9% 高校生：74.9%	小学生：93.0% 中学生：88.0% 高校生：78.0%	小学生：86.4% 中学生：81.6% 高校生：76.1%	×	児童生徒の体力・運動能力・泳力調査
2 学校、 保育所等における食育の推進	1	学校給食における地域の伝統食・行事食の提供	41市町村	給食実施の全学校において年間計画に基づいた実践	給食実施の全学校において実践	◎	全国学校給食週間の実施に係る調査
	2	食育に関する指導の全体計画作成の割合	88.7%	100%	99.5%	○	食育に関する指導の全体計画等作成状況調査
	3	栄養教諭等の研修	従来の研修を継続しながら、現状に即した内容の充実を図る		学校栄養教諭・学校栄養職員等研修、学校給食指導者研修会等を開催	○	保健体育課資料
	4	食物アレルギー等の個別指導	個別指導の充実を図る		肥満や食物アレルギー等の個別指導を実施。また、食物アレルギー対応の指針を作成し配布した	◎	保健体育課資料
	5	保育所における食育計画策定の割合	91%	100%	99%	○	保育所における食育に関する調査
	6	保育所給食担当職員研修会の実施	給食担当職員研修会を継続しながら、効果的な食育の推進を図る		実施	○	子育て支援課資料
3 地域、 職域における食育の推進	1	肥満者の割合 ・20～60歳代の男性 ・40～60歳代の女性	46.3% 37.5%	25.0% 25.0%	39.9% 29.8%	○	県民健康・栄養調査
	2	朝食の欠食率(20歳代男性)	31.1%	20.0%	31.3%	×	県民健康・栄養調査
	3	脂肪エネルギー比率の減少 1日当たりの平均脂肪エネルギー比率全年齢の男女	27.6%	20～25%	29.4%	※1 ◎	県民健康・栄養調査
	4	食塩摂取量の減少 ・1日当たりの平均食塩摂取量 成人(20歳以上)の男性 成人(20歳以上)の女性	9.3g 7.7g	9.0g未満 7.5g未満	8.8g 7.5g	◎	県民健康・栄養調査
	5	野菜摂取量の増加 ・1日当たりの平均摂取量 成人(20歳以上)の男女 ・1日当たりの緑黄色野菜の平均摂取量 成人(20歳以上)の男女	282.6g 97.2g	350g以上 120g以上	272.2g 93.3g	×	県民健康・栄養調査



	目標・指標	基準値 (H23年度実績値)	平成29年度(目標値)	現状(H28)	評価	把握の方法
3 食育の地域、職域における推進	6 メタリックカットロム(内臓脂肪症候群)の予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を継続的に実践している人の割合	28.0%	50.0%	31.8%	○	県民健康・栄養調査
	7 80歳で20歯以上、60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の割合(80歳、60歳)	80歳 : 19.1% 60歳 : 33.1%	80歳 : 20.0% 60歳 : 50.0%	80歳 : 39.7% 60歳 : 53.1%	◎	県民健康・栄養調査
	8 食生活改善推進員数の増	1,060人	1,400人	894人	×	健康長寿課資料
4 食育の連携力の普及啓発等	1 食育を実践している人の割合	49.4%	70.0%	56.0%	○	食育に関する県民意識調査
	2 食中毒予防イベント開催	6回	6回/年→5回/年 ※中央保健所廃止のため	5回/年	◎	衛生薬務課資料
	3 食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数	1回	1回/年	0.75回/年	○	衛生薬務課資料
	4 食育シンポジウムの開催	1回	1回/年	0.75回/年	○	食育シンポジウム報告書
5 生産者と消費者の交流促進等	1 県産食材利用状況調査	2件	2件/年	2件/年	◎	流通・加工推進課資料
	2 「おきなわ食材の店」登録	134店舗	200店舗	260店舗	◎	流通・加工推進課資料
	3 JAS法に関する表示講習会の開催	20回	15回/年	15.5回/年	◎	流通・加工推進課資料
	4 JAS法食品表示に関する巡回調査・任意調査・立入検査の実施	474件 ※2	400件/年	528件/年	◎	流通・加工推進課資料
	5 グリーンツーリズムにおける交流人口	4万人	7万人	10.6万人	◎	村づくり計画課資料
6 推進体制の整備等	1 食育推進本部会議の開催	毎年度、食育推進計画に基づく施策の達成状況の把握と評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更や見直し等を行う。		H26～H28年度においては毎年度開催し、食育推進計画に基づく施策の達成状況の把握と評価を行った。H25年度は開催しなかったが、H26年度に2年度分の達成状況の把握と評価を行った。	○	健康長寿課資料
	2 食育推進協議会の開催	毎年度、食育推進計画に基づく施策の達成状況を報告し、目標達成に向けた施策展開について意見・要望等を聴取する。		H26～H28年度においては毎年度開催し、食育推進計画に基づく施策の達成状況を報告し、目標達成に向けた施策展開について意見・要望等を聴取した。H25年度は開催しなかったが、H26年度に2年度分の報告を行った。	○	健康長寿課資料
	3 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	9.8%	50.0%	22.0%	○	健康長寿課資料

※1 食糧摂取基準が改定され、適正量が20～30%となったため「○」としている。

※2 平成23年度は、緊急雇用事業を活用し巡回指導を強化した年であることから、平成22年度の数値を掲載。



3 重点課題

食育の現状や第2次計画の目標・指標の達成状況を踏まえ、県では、今後5年間で特に取り組むべき4つの重点課題を設定します。

(1)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進

本県では主な生活習慣病(がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病)が死因の約5割を占めています。生活習慣病を発症する危険性が高い「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」の該当者・予備群は男性の2人に1人、女性の5人に1人を占め、糖尿病の有病者・予備群は男性の5人に1人、女性の10人に1人を占めています。

このため、生活習慣の改善が重要な課題であり、その中でも、食生活の改善は極めて重要であることから、生活習慣病の予防及び改善につながる食育について、関係機関・団体が連携して推進します。

(2)子どもの発達段階に応じた食育の推進

近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化等に伴い、偏った栄養摂取、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身等、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められています。成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響をおよぼすものであり、極めて重要です。


このため、子どもの発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう、各学校、保育所等において、食に関する指導の工夫が図られるとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動が充実するよう努めます。また、家庭や地域・関係機関と連携し、子どもに様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことを推進します。

(3)地産地消等の推進による食育の推進

近年、消費者の食に対する安全・安心志向が高まっており、生産者と消費者の顔の見える関係を築く地産地消の推進が求められています。

また、農林漁業者の所得向上と地域の活性化へとつなげていくため、他産業と連携し新たな価値を生み出す六次産業化¹¹の取組と、県産農産物の消費拡大に繋がる地産地消の取組の推進強化

¹¹ 農林漁業者(1次産業)が、農産物等の生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくこと。生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。「6次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業(工業・製造業)・3次産業(販売業・サービス業)を取り込むことから、1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3のかけ算の6を意味している。



が重要なものとなっています。

さらに、地域の生産者と消費者の交流を通して、食に対する感謝の念や食を生み出す場としての農林水産業の理解が深まることが期待されておりグリーン・ツーリズム¹²等の活動促進が求められています。

県としては、「沖縄県地産地消推進県民会議」を母体とした全県的な地産地消運動を幅広く展開して行くことで、県産農林水産物への理解促進と消費拡大を目指します。

あわせて、古くから食されてきた島ヤサイ¹³等の良さを見なおし、伝統的農産物を使った料理の普及に努めます。

また、地域の特性を生かしたグリーン・ツーリズム等を推進することで、生産者と消費者や農山漁村と都市の交流を深め、農林水産業に対する理解促進を図ります。

(4)食文化の普及・継承による食育の推進

沖縄の食文化は、地域で育まれた野菜や家畜の他、天然の野草や海藻類等の食材を巧みに調理し、素材のうま味や機能性を上手に引き出した先人の知恵によって支えられています。

また、長い歴史や諸外国との交流、人々の生活の中で生まれ、独特の食文化として発展してきました。

しかしながら、近年の食を取り巻く環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等に伴って、栄養バランスに優れた日本型食生活¹⁴や家庭や地域において継承されてきた伝統的な食文化が失われつつあります。

このため、伝統的な食文化の継承のための取組を今後も継続して行っていく必要があります。

学校において、伝統的な日本文化である稲作、米食について理解するとともに和食の食べ方身につけることは、食文化を継承する上で極めて大切です。

また、郷土食はその土地の気候や風土から生まれた産物や食材を使って、その土地独自の料理法で作られ、食べ継がれてきたものであり、行事食は古来から行われてきた行事にちなんだ食べ物や料理です。学校給食において郷土料理や行事食を積極的かつ計画的に取り入れ関心を深めるよう努めます。

さらに、児童生徒の食については、その大部分を家庭が担っているという実態を踏まえ、家庭、地域においても学校給食の充実と同時に食育だより等を活用し啓発に努めます。

¹² 「緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」を定義とし、都市側の余暇活動のニーズや自然回帰志向に対し、村側の地域おこしニーズとを繋ぐ施策として取り組まれている。地元の人々が主体となり、地域資源や住人との交流を通じて、農村の価値や魅力を再発見し、本来の人間らしい生活や田舎暮らしに触れる機会として県内でも各地域で展開されている。

¹³ 県では、野菜作部門の振興を図るにあたって「島ヤサイ」の定義として「健康長寿県として注目される沖縄において、戦前から栽培され、伝統的に食されてきた地域固有の野菜」としている。現在、インターネットにて公開している「おきなわ伝統的農産物データベース」では、28品目を登録し、栄養成分等を紹介している。

¹⁴ 主食のごはんを中心として、豆類、旬の魚介類や野菜類をおかずとした食事内容。一汁三菜を基本として、栄養バランスのとれた健康的な食生活のこと。

